

熊取町議会委員会会議録

議員全員協議会

平成28年11月22日開催

熊取町議会

〔議員全員協議会（11月22日）〕

熊取町公共施設等総合管理計画（案）について ……………	2
農業委員会等に関する法律改正に伴う制度改正について ……………	10
介護予防・日常生活支援サービス事業の利用の流れ等について ……………	13
手話言語条例の制定について ……………	20
北保育所大規模修繕工事の追加工事について ……………	22
永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑の指定管理者制度の導入並びに駐車場有料化について ……	24
その他 ……………	36
1. 平成28年人事院勧告への対応について ……………	36
2. 建設工事における入札制度改正について ……………	37
3. 臨時福祉給付金（経済対策分）の概要について ……………	37
4. 地域の魅力づくりプロジェクト<熊取>推進協議会による緑化プロジェクトについて ……	38

議 員 全 員 協 議 会

月 日 平成28年11月22日 (火曜) 招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席議員	1	番	文野慎治	2	番	重光俊則																				
	3	番	浦川佳浩	4	番	河合弘樹																				
	5	番	坂上昌史	6	番	阪口均																				
	7	番	二見裕子	8	番	渡辺豊子																				
	9	番	服部脩二	10	番	佐古員規子																				
	12	番	鱧谷陽子	13	番	江川慶子																				
	14	番	坂上巳生男																							
欠席議員	11	番	矢野正憲																							
説明員	町	長	藤原敏司	副町長		中尾清彦																				
	教	育	長 勘六野朗	企	画	部	長 貝口良夫																			
		企	画	部	理	事 明松大介	総	務	部	理	事 南和仁															
		総	務	部	理	事 林利秀	総	務	部	理	事 阪上敦司															
		総	務	部	理	事 田宮克昭	住	民	部	長	下中博之															
		兼	契	約	検	査	課	長																		
		住	民	部	統	括	理	事 吉田潔	住	民	部	理	事 藤原伸彦													
		健	康	福	祉	部	理	事 小山高宏	健	康	福	祉	部	理	事 山本浩義											
		健	康	福	祉	部	理	事 山本雅隆	事	業	部	長	泉谷徹													
		事	業	部	理	事 田畑洋	事	業	部	理	事 大西宏															
		上	下	水	道	部	長 山戸寛	上	下	水	道	部	理	事 永橋広幸												
		教	育	次	長	中谷ゆかり	教	育	委	員	会	事	務	局	理	事 亀坂典夫										
		政	策	企	画	課	長 橋和彦	危	機	管	理	課	長	野津恵												
		財	政	課	長	東野秀毅	総	務	課	長	原田哲哉															
		人	事	課	長	道端秀明	自	治	振	興	課	長	三原順													
		環	境	課	長	島尾学	環	境	セ	ン	タ	ー	所	長	堀口卓也											
		健	康	・	い	き	い	き	高	齢	課	長	石川節子	介	護	保	険	・	障	が	い	福	祉	課	長	野原孝美
		介	護	保	険	・	障	が	い	福	祉	課	参	事	根	来	雅	美	生	活	福	祉	課	長	藤原孝二	
		保	育	課	長	阪上正順	ま	ち	づ	く	り	計	画	課	長	馬場高章										
		道	路	課	長	白川文昭	水	と	み	ど	り	課	長	山原栄次												
		上	水	道	課	長	大西順二	下	水	道	課	長	山田卓幸													
		学	校	教	育	課	長	松浪敬一	生	涯	学	習	課	長	下中昭三											
		図	書	館	長	原田貴子	推	進	課	長																
事	務	局	局	長	阪上清隆	書	記	阪上章																		

案 件

- 1) 熊取町公共施設等総合管理計画 (案) について
- 2) 農業委員会等に関する法律改正に伴う制度改正について
- 3) 介護予防・日常生活支援サービス事業の利用の流れ等について

- 4) 手話言語条例の制定について
- 5) 北保育所大規模修繕工事の追加工事について
- 6) 永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑の指定管理者制度の導入並びに駐車場有料化について
- 7) その他
 1. 平成28年人事院勧告への対応について
 2. 建設工事における入札制度改正について
 3. 臨時福祉給付金（経済対策分）の概要について
 4. 地域の魅力づくりプロジェクト<熊取>推進協議会による緑化プロジェクトについて

議長（重光俊則君）皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

なお、本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は13名であります。なお、矢野議員から欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

議長（重光俊則君）本日の案件は、熊取町公共施設等総合管理計画（案）についてほか5件であります。

なお、発言をされる方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、案件1、熊取町公共施設等総合管理計画（案）についての件を説明願います。原田総務課長。

総務課長（原田哲哉君）それでは、熊取町公共施設等総合管理計画（案）についてご説明させていただきます。

公共施設等総合管理計画の策定につきましては、先般9月28日の議員全員協議会におきまして、国における指針に基づき、策定の背景や計画に記載すべき内容等についてご説明させていただいたところですが、本日は計画（案）についてまとめてまいりましたので、その内容についてご説明させていただきます。少し駆け足になりますが、ご容赦ください。

それでは、まず初めに計画の構成についてご説明させていただきます。

資料の素案冊子、分厚いほうでございますが、そちらを1枚お開きいただきまして、目次をざらんいただけますでしょうか。

国の指針に示されています計画に記載すべき事項を踏まえ、5章立てにより構成しております。

まず、第1章といたしましては、計画の背景・目的等として、本計画の策定背景や目的、計画の概要となっております。

続きまして、第2章では公共施設等の現状及び将来の見通しということで、現状把握として熊取町の概況や公共施設等の現状、そして、それら公共施設等の将来の更新等費用及び充当可能な財源の見込み、また現状・課題に関する基本認識となっております。

そして、第3章におきましては、第1章及び第2章において経過や現状、課題に対する認識を持った上で、公共施設等の管理に関する基本的な方針ということで全体的な基本方針を示させていただきます。

さらに、第4章におきましては、第3章における全体的な基本方針を踏まえた上での各施設類型ごとの管理に関する具体的な取り組み方策を示させていただきます。

そして最後、第5章におきましては、取り組みの推進に向けた考え方といたしまして、本計画に基づく取り組みの推進体制や進捗管理について記載しております。

このように、本計画につきましては5章立てにより構成しております。

それでは、計画（案）の内容について、資料の概要版のほうでご説明させていただきたいと思

ますので、概要版のほうをごらんいただけますでしょうか。

概要版につきましては、計画（案）の各章の主要なところを取りまとめたものでございます。

1ページをお開きいただけますでしょうか。

まず初めに、1ページの上、青帯部分「第1章 計画の背景・目的等」というところがございます。

初めに、計画策定の背景と目的ということで、前回説明させていただきました国の指針の内容を記載しており、次に計画の位置づけ。計画の位置づけにつきましては、熊取町総合計画を上位計画といたしまして、都市計画マスタープラン、人口ビジョンなどのまちづくりに関する各種計画・方針を関連計画として、また、公共施設等に関し、各所管課で策定済みの長寿命化・修繕等の個別計画や方針につきましては、本計画の仮計画として位置づけるものでございます。

その次の計画期間でございますが、計画期間につきましては、国の指針において少なくとも10年以上の計画とすることが望ましい、また人口については、今後の見通しは30年程度が望ましいと示されている中、平成27年に策定しました本町の人口ビジョンが平成52年、今から24年後の目標人口を見込んでいることも踏まえまして、本計画の計画期間は20年としているところでございます。

そして、対象施設でございますが、この計画におきましては、役場庁舎を初め、記載のいわゆる箱物である公共施設と道路、橋梁などのインフラ施設が対象でございます。

続きまして、その下、「第2章 公共施設等の現状及び将来の見通し」でございます。

まず、上段の棒グラフは人口に関する動向、将来の見通し、そしてその下の円グラフは公共施設の面積内訳、割合をあらわしています。下段の円グラフを見ておわかりいただけますとおり、本町が保有している公共施設について施設類型ごとに見ると、学校教育系施設の面積が最も多く、全体の約半分を占めており、次いで行政系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉系施設などが多く面積を占めている状況でございます。

2ページをごらんください。

2ページの上、公共施設に関する現状でございます。こちらの棒グラフは、先ほどの公共施設の延べ床面積を建築年ごとにあらわしたものでございます。ごらんのとおり、1970年代から1990年代にかけて公共施設が多く建設されており、1970年代から1980年代におきましては特に学校教育系施設が、また、1990年代におきましては環境センターや図書館、ひまわりドームやふれあいセンターなどの公共施設が建設されているところでございまして、上の部分の説明にも記載のとおり、建設から年数が経過する中で今後、施設の改修や更新の時期を迎えつつあるところでございます。

それでは、その下の将来の更新等費用と充当可能な財源の見込みとして記載しております棒グラフをごらんください。

先ほど申しましたとおり、これまで建設された公共施設等が改修や更新の時期を迎える中で、本計画を作成するために国から示されました公共施設等更新費用試算ソフト、こちらを用いまして今後40年間に要する費用を試算したものが、この棒グラフとなっております。

なお、国から示されました試算ソフトにつきましては、本計画策定における検討の際に必要な応じて活用するソフトとして示されたものであり、ソフトの内容といたしましては、今後40年間同じ規模で維持するものとして、公共施設の場合、更新の時期、耐用年数でございますが、それを60年、大規模改修については30年に1回行い、その単価についても施設類型ごとに定められておきまして、インフラ施設についても同様に一定条件のもとでそれぞれ単純に推計されたものでございますので、ランニングコスト、また新たな公共施設等の建設のほか、交付金や補助金、起債などの財政支援等は加味されておりませんので、その旨ご理解いただきますようお願いいたします。

国から示されました試算ソフトによりますと、説明文書にも記載のとおり、今後40年間の費用総額として最低でも約562億円、年間当たり平均の費用で見ると約14.1億円の費用が見込まれるところでございます。これに対して、過去10年間の投資的経費の平均を見ますと年間10.6億円であり、この投資的経費を全て公共施設等の更新等に要する費用に充当すると仮定した場合でも、公共

施設等の更新等に要する費用については約3.5億円超過するという状況になります。

また、さらに説明文書にも記載のとおり、過去の投資的経費の平均を充当可能な財源として見込むと仮定した場合でも、人口推移を踏まえた今後の財政状況や積立金残高等を勘案すると、継続して維持させることは困難なことが予想されるところでございます。

なお、資料のほかに別途、別紙参考資料といたしまして、国の試算ソフトにおいてどの施設がいつ更新等を迎えるのかについて、主な施設をあらわしたものをお配りさせていただいているかと思っております。単年度に経費負担が集中しないよう、更新、建てかえについては3カ年として、また大規模改修については2カ年としておりますので、またご参考に後ほどごらんいただければと思います。よろしくお願いたします。

これまで説明させていただきましたとおり、公共施設等の維持管理につきましては今後とても厳しい状況が予測される中で、現状、そして課題に対してどのように考えていくか、その基本認識が概要版のその下、現状・課題に関する基本認識でございます。

基本認識といたしましては4つ掲げさせていただいており、1つは限られた予算の中で効率的、効果的に維持管理を行っていくということで、公共施設等の適正な維持管理への対応、2つ目はその下、更新や改修等の対象とすべき施設の取捨選択の検討ということで、持続可能な財政運営に向けた対応、3つ目は右上、他市町村との連携も考慮しながら施設の機能を最適化し、行政サービスにおける質の向上を図るということで、公共施設に対するニーズの変化への対応、最後4つ目は、住民、事業者等とも連携し、新たなにぎわい創出や地域活力の向上などにつなげていくということで、住民等と連携した公共施設の有効活用、以上4つを基本認識とさせていただいております。

それでは、3ページをお開きください。

「第3章 公共施設等の管理に関する基本的な方針」でございます。こちらは、国において更新、統廃合、長寿命化、また最適な配置など、そういったキーワードとして示されている指針の趣旨や、先ほどご説明しました現状・課題に関する基本認識を踏まえた上での全体的な基本方針でございます。

公共施設等の管理に関する基本的な方針としましては、4つの柱を掲げてございます。1つは公共施設の機能・総量の最適化ということで、各施設の機能の有効利用等施設配置の最適化や、利用需要等を踏まえた施設の取捨選択の規模の見直し、また、施設廃止後の財産等の利活用という内容でございます。2つ目は施設の適正な維持管理と性能確保ということで、内容といたしましては施設の維持管理の適正化、建物や構造物等の安全性の確保、利便性・居住性等の性能確保ということでございます。3つ目は、施設の長寿命化と適正な更新でございます。内容といたしましては、施設の特性等を踏まえた長寿命化対策や多様な機能・活用方法を想定した公共施設の更新でございます。最後、4つ目は住民・事業者等との連携でございます。内容といたしましては、施設の管理運営等における住民事業者等との連携、また、公共施設の利用促進でございます。

以上4つを公共施設等の管理に関する基本的な方針としております。

続きまして、4ページをごらんください。

「第4章 施設類型ごとの管理に関する具体的な取り組み方策」でございます。こちらは、先ほどの第3章における全体的な基本方針を踏まえた施設類型ごとの取り組み方策でございます。概要版では、それぞれ施設類型ごとに主な施設について要約して掲載させていただいております。

それでは、施設類型ごとにかいつまんでご説明させていただきます。

まず、公共施設として、一番上の水色部分、行政系施設の役場庁舎につきましては、平成25年、26年度に耐震補強工事を行っている中、今後、施設の定期点検の実施、事後保全型と予防保全型の維持管理を適正に組み合わせ施設の長寿命化を図る、また、建てかえ検討時においては、組織を有効に配置できるよう集約化等も含め建物の構想検討を行うとさせていただいております。

続きまして、次の水色部分、学校教育系施設でございます。

学校教育系施設につきましては、学校施設長寿命化計画の策定と長寿命化対策、地域に開かれた

施設としての有効活用、余裕教室等の活用による施設の集約化・効率化、また、建てかえ時における児童・生徒数の状況等を踏まえた施設配置の最適化を検討し、維持管理の効率化を図るとしてございます。

次の社会教育系施設につきましては、熊取図書館については機械設備等の老朽化対策を進め、非構造部材及び書架の耐震化についての調査を実施いたします。

町民文化系施設についてでございますが、公民館・町民会館、町民会館分館につきましては、耐震化や設備等の改修が必要であり、体育室などの稼働率の高い部屋の機能を確保しつつ、必要な機能・規模を検討し、類似施設を有する他の施設との間で適正に機能分担が図れるよう、集約化・効率化を検討するとともに多様化・複合化を検討し、維持管理の効率化を図っていくとしております。

保健・福祉系施設につきましては、老人憩の家については、地域における福祉、介護予防の拠点として、地元自治会と連携しながら多面的な利用を図るとともに、地元自治会と役割分担を図りつつ、安全対策についても検討していくとしてございます。

5ページをお開きいただけますでしょうか。

子育て支援系施設でございます。保育所につきましては、適正な維持管理と計画的な改修を行うとともに、南保育所の閉園後の利活用等についてもあわせて検討するとしております。

その次、スポーツ・レクリエーション系施設ですが、総合体育館につきましては、引き続き適正な維持管理を行い、非構造部材の耐震化、機械設備等の老朽化対策を進めるとしてございます。

公共施設の最後、公営住宅につきましては、熊取町営住宅維持管理計画に基づく適正な維持管理を行うとしてございます。

続きまして、その下、インフラ施設についてでございます。

道路につきましては、既に策定しております熊取町道路舗装修繕計画、熊取町歩道舗装修繕計画に基づき、定期的な点検による路面劣化度の判定と地域要件により優先度の判定を行った上で、優先度が高い箇所より順次修繕を進めてまいります。

また、その下、橋梁につきましても、既に策定しております熊取町道路橋梁長寿命化修繕計画に基づき、近接目視による定期点検を実施し、損傷箇所については修繕の必要性を評価した上で、損傷が悪化する前に適切に修繕を実施いたします。

上水道につきましては、平成22年3月に策定した熊取町水道事業ビジョンに基づき、優先度の高い箇所より順次水道管の耐震化への布設替えを進めてまいります。

下水道につきましては、下水道長寿命化計画に記載している施設の改修・更新を計画策定期間内で行い、その後は下水道施設全体のストックマネジメント計画の策定を予定しており、引き続き国庫補助金等を活用するなど、計画的かつ効率的な維持管理を進めてまいります。

最後、インフラ施設の公園については、日常点検、定期点検を行うとともに、公園施設長寿命化計画に基づき優先度の高い遊戯施設等から順次修繕、更新を進め、安定した公園の運営管理を行っていくとしていただいております。

以上が公共施設、インフラ施設の主な施設の取り組み方針でございますが、いずれも計画（案）からの要約となっておりますので、その他の施設も含め計画（案）本編をまた後ほどお目通しいただければと思います。

続きまして、最後、6ページをごらんください。

「第5章 取り組みの推進に向けた考え方」でございます。

これまで、第2章で公共施設等の現状と将来の見通しの確認、認識を行いまして、第3章で全体的な基本方針を立て、第4章では施設類型ごとの取り組み方策を記載してきたところでございますが、第5章では最後に本計画策定後における取り組みの推進に向けた考え方を記載させていただいており、全庁的な取り組み体制と情報共有、また、計画のフォローアップの実施としてPDCAサイクルによる計画の進捗管理を行っていくとしてございます。

以上が熊取町公共施設等総合管理計画（案）の概要でございます。

なお、今後のスケジュールでございますが、議員皆様からもご意見等を頂戴しました後、1月にパブリックコメントを実施いたしまして広く住民の皆様からもご意見等をいただきまして、最終的には3月に計画策定を行いたいと考えているところでございます。

以上、長くなりましたが、熊取町公共施設等総合管理計画（案）についての説明を終わらせていただきます。

議長（重光俊則君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。江川議員。

13番（江川慶子君）今、計画（案）を聞かせていただいたんですが、大きな計画を長期的に、どのくらいお金がかかるかということと計算して行われるということなんですが、ちょっと1点、施設が抜けているん違うかなと思ったのが老人福祉センターなんです。それはどういったふうな取り扱いになっているのか。

議長（重光俊則君）原田総務課長。

総務課長（原田哲哉君）今、要約版のほうで示させていただいたので、主な施設という形で載っております。計画書53ページをごらんいただけますでしょうか。

53ページのほうで保健・福祉系施設ということで一覧表の中に、今おっしゃっていただきました老人福祉センターを載せさせていただいております。

そしてまた、57ページをごらんいただけますでしょうか。

57ページのほうでは、老人福祉センターの今後、この計画期間における具体的な取り組み方策ということで記載させていただいております。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）計画（案）の10ページの人口のところなんですけれども、社人研のほうで人口が3万9,382人で、この計画は熊取町の目標の4万2,082人の計画に基づいてやっていると思うんですけれども、もし仮に社人研の人口の3万9,300人ぐらいになった場合でもこの計画のまま対応できるんですか。

それとあと、社人研の人口をもし下回った場合、何人ぐらいの想定までこの計画は対応できますか。

議長（重光俊則君）原田総務課長。

総務課長（原田哲哉君）人口に関するお話でございます。

まず、今の段階の人口ビジョンということでは、未来形予測はできませんが、やはり27年10月に策定した人口ビジョンにつきましては、社人研、いわゆる自然体的なものでは、ここにお示ししていますとおり、平成52年、2040年には3万9,382名、それに対して人口ビジョンの考え方としましては、やはり本町におきましては結婚から出産、子育てに至る切れ目ない支援を行うことで出生者数を増加させるということで、人口減少に歯どめをかけていくという考え方が一つ、それからもう1点は、住環境や自然環境など本町の強みを生かしたまちづくりをPRし、転出の抑制、転出者の増加による政策誘導を図る、こういった2点を踏まえて目標を設定してございます。今の現時点ではそれに向かってこの計画を立てるとというのが1点。

それから、今おっしゃられました今後の推計、実際今後になりますけれども、この計画につきましては、やはり大きな社会情勢等の変化がございましたらその都度見直すという形で、国のほうからも示されているところでございます。

議長（重光俊則君）よろしいですか。坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）大きな社会情勢の変化というのもそうなんですけれども、現時点でこの計画が、目標は4万2,000人でわかるんですけれども、下回った場合何人まで想定されている計画なのかなというのを聞きたいんです。

議長（重光俊則君）原田総務課長。

総務課長（原田哲哉君）すみません、現段階では下限というのは設定してございません。あくまでもこ

の計画の目標としましては4万2,000人という形で、今この計画自体考えているところでございます。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）4万2,000人の社人研との差の根拠は先ほど説明されたところになるんですか。

議長（重光俊則君）原田総務課長。

総務課長（原田哲哉君）今のご質問、先ほど説明させていただいた2点でございます。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）公共施設管理総合計画ということで、全般的な今後の公共施設等の管理の計画というもの、見通しというものがこれで見えてきたかと思うんですが、その中で公共施設、課題がたくさん見えてきたなというところを計画の中で感じさせていただいたんです。今のは計画なので、具体的にはどうしていくかということはまた取り組みを推進していかないといけないということになっているかと思うんですけれども、この中ではすごく、公民館や町民会館、町民会館分館をどうしていくかというのはもう本当に検討していくということになっておりますし、また老人憩の家につきましても検討していくという形の計画になっているんです。結局これはどういうふうな検討になっていくかということでは、これは一応管理計画になっていますけれども、具体にはどうしていくかというのはどういうふうに検討をされていくのでしょうか。

議長（重光俊則君）原田総務課長。

総務課長（原田哲哉君）この計画につきましては、国の指針にもあるんですけれども、いわゆる計画策定を契機として全庁的に危機管理を共有して、今後の限られた予算の中でどのように効率的、効果的に維持管理を行っていくか、その考え方を示す計画として、どちらかという理念計画的なものになってございます。

今、議員おっしゃられた内容につきましては、今後、各それぞれの施設ごとで個別計画になるか、それか実施計画、またさらには予算措置というような形での対応になるかと思えます。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。そしたら、これで一応概略、課題をまずはみんなで共有したということで、その計画に基づいて個別にそれぞれまた施設の長寿命化については取り組んでいただくということかと思うんですが、その中で、これを計画しなさいと総務省が言ってきた限りは財源を措置してくれる必要があるかと思うんですけれど、その財源を活用することも、ここの3ページのところにあるんですけれども、今言う官民連携というのが必要かと思うんです。その中で国のほうが言っているPPPとかPFI、そういった手法を活用して財源を措置していただきながら、新たなまちづくりというものも、今のある施設をそのまま耐震化するのではなくて、新たなまちづくりという形で計画も考えていく必要があるのかなと思うんです。

先般、議会で長岡市のアオーレ長岡、そういうところも行かせていただいたんですけれども、あそこもいろいろPFIとかいうものを活用しながら、庁舎をまちづくりの活性化というか、商業施設とかそういったものも含めて、そういったまちづくりをやっているんです。今回この計画とは関係ないかもしれませんが、官民連携というのがそういうことにかかわってくるかと思えますので、そういうことをも踏まえながら個別計画を立てていただきたいなというふうに思うんです。PPPやPFIの手法とかそういったものにつきましては、国というか府からですか、いろいろ指導なり指示なりあってできるものかと思うんですが、その辺の関係とかそういったところの研修とか、そういったものは何かあるのでしょうか。

議長（重光俊則君）原田総務課長。

総務課長（原田哲哉君）今ご指摘いただいたPPPやPFIといったもの、それから官民連携、それは確かに重要でございまして、この指針の中でもやはりそういったものを載せていくことというのがうたわれてございます。

また、この計画書にあっては、34ページお開きいただけますでしょうか。

今、議員ご指摘いただいたところ、住民・事業者等との連携というところでは、4の(1)ですが、やはりそこで住民・事業者等の連携ということで、具体的にという話では示されてはございませんが、PPP、それからPFIの手法を活用するなどということで、この計画を一つの柱として、これから個々の個別計画をやる上ではこういったものは当然検討していくことが必要という認識を持っているところでございます。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） またそういうことをやっぱり民の力をかりながら、全ての事業を一般会計等で行っていくのは大変なんで、官の力をかりながら、今ホテルの誘致とかもしていますが、いろいろな工夫というものができるとか思います。公共施設と合体させながらいろんなことを考えていけるのではないかと思いますので、計画の後の個別計画になってくるかもしれませんが、新たなまちづくりという方向性でもって検討していただきたいなというふうに要望させていただきます。

それともう一つ、また別なんですけど、この計画の中にはインフラ整備も入っているというところなんです。インフラというところで72ページには上水道、下水道があるんですけども、今、上水道の水道管の耐震化率は何%ですか。

議長（重光俊則君） 大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君） いつも委員会等でご質問いただく分ですが、上水道管、送水管と配水管がございまして。その耐震化率、耐震適合化率と呼んでいますが、それは約50%でございます。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。いろいろなインフラ整備もあわせてやっていく中で、国のほうの今、社会資本整備交付金とかもあります。そういった中で水道管の耐震化の補助等もあるように聞いておりますので、そういったものも個別計画の中で活用していただきたいなということを要望しておきます。

議長（重光俊則君） ほかに質疑はありませんか。 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君） 先ほど江川議員も質問されたんですけども、公民館とか町民会館とか、それから老人福祉センター、40年以上たってきているという施設についてはもう今耐震化を図っていくということも必要なんですけれども、それよりも建てかえるほうが、あと耐震化しても60年度には建てかえというふうな感じになると、そういう施設についてはどういうふうにお考えなのか、その辺ちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

議長（重光俊則君） 下中生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（下中昭三君） 公民館、町民会館、記載は本編で申し上げれば49ページから50ページ、51ページになろうかと思っております。その中で、議員からもありましたように、公民館、町民会館併設館でございますけれども、49ページの記載のとおり、昭和45年の建築で、46年が経過したというものでございます。その中で、あと一般的な計画の中では建てかえは60年という計画でございまして、それですれば残存14年間というふうになります。コンクリートの状態によってはかなり延びていくわけでありましてけれども、ただ、これからの一番の利用が、やはりご高齢の方が主になっている現状もあります。

その中で、建てかえた後、我が町の人口の動態がどうなっていくか、今建てかえても来る40年後にはこの人口がどうなっているかというのも大きくなりで検討しないといけない。となれば、やはり今現在の建物の集約化あるいは複合化を検討する中で、利便性の高いようにするほうがより一層、今の時代、来る20年間の中では利用が進むんじゃないかという見方もございます。

その中ですので、今、具体の計画はございません。先ほどPDCAの検討のサイクルもありましたけれども、その中でまずは耐震化、安全性を高めるためにも、今の既存の施設を維持管理、効率化を図って使用していきたいと、そのように考えてございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君） 石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）老人福祉センターについてでございますが、本編の57ページにも老人福祉センターについての具体的な取り組みの方策を載せさせていただいております。

議員ご指摘のとおり、老人福祉センター自体も昭和49年に施工されたものでして、それから長い年月がたった建物でございます。まずこちらで考えているのは、やはり老朽化が進んでいることを踏まえまして、まだ耐震診断さえも行っておりませんので、この躯体がどのぐらい今の状況で大丈夫なのかどうかということをもまずは診断することから始めていきたいというふうに考えております。

現在、利用状況につきましても年間6,000人以上の方が使われている状況でございますので、これからの高齢化も踏まえまして、まずは建物の状況というのを見ていく方向で考えております。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）耐震診断して耐震化でというふうな方向でのお話かと思うんですけども、もう本当に高齢化で、それが終わったらまた減ってくるというふうな感じがあります。この20年間ぐらいについてはやはり一番利用され、それで健康のためにもそういうところが利用されるということが、熊取町のお年寄りの方の健康を高めていくという上でも一番大切なことだと思うんです。

ところが、利用しにくいというか、公民館なんかでもやはりエレベーターがないので上がりにくい、使いづらいというふうなお話はよく聞いていますし、トイレの状態も、少しはよくなったんですけどもまだああいふ状態ですので、本当にお金をかけていただければ何となく10年ぐらいまでには建てかえを目指していただきたい。そのときには複合化されるのも案やとは思いますが、ぜひとも、今の子どもたちのことにとってもそうなんですけれども、子どもたちも今の年代というのはそのときしかないもので、今実行されなかったらもうそれで終わってしまう。だから、お年寄りの問題につきましても今から、これから私たちが75歳を過ぎてどれぐらいいるかわかりませんが、そこまではかなりの人数の方々がお年寄りでいらっしゃるというふうな、寿命も延びてきていますので、その辺のこともまたお考えいただいて、よりよい方法で頑張っていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。佐古議員。

10番（佐古員規君）第3章の4番の住民・事業者等との連携のことでですけども、やっぱり住民の中にもいろんな意見とか、もしくはいろんなアイデアを持った方がいらっしゃると思うんです。そういった方々に広く意見を伺うという意味で、具体があるのであればあれなんですけれども、そういった方法でそういう方々から意見を聴取するというか、集めるように努力されるのか、その辺の計画があれば教えてください。

議長（重光俊則君）原田総務課長。

総務課長（原田哲哉君）ただいまの質問の中でしたら、現時点で、ちょっと申しわけございません、具体的に個々の施設の類型でまた考え方の違いもあろうかと思えます。

今ご指摘いただいた部分、先ほどに戻りますけれども、34ページの部分等におきましては、一応現状・課題に対する基本認識としてまず一旦受けとめさせていただいて、今おっしゃられたことも重々踏まえた上で、今度例えば更新、また統廃合、それから図るときにつきましては、それを踏まえて各施設ごとでどうしていくのかは今のご意見を踏まえて検討していくというところでございますので、今現時点では、申しわけございませんが、具体的にということはありません。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）スクラップ・アンド・ビルド、それから統合という意味で、奇抜なというか、この際ですので、例えば庁舎も、庁舎は行政だけの施設にするのではなくて、ショッピングセンターが入っていたりとかそういった感じの、先ほど渡辺議員も言われましたけれども、そういったのも踏まえた形で斬新なこういう意見を聴取できるような、そんな人選も含めて、ぜひそういった機会を多く持っていただきたいなと思います。もうこれは要望です。よろしくをお願いします。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、熊取町公共施設等総合管理計画（案）についての件を終了いたします。

なお、以降の案件に関係しない説明員の方はご退室いただきますので、退室の間、5分間休憩いたします。

（「14時11分」から「14時14分」まで休憩）

議長（重光俊則君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、案件2、農業委員会等に関する法律改正に伴う制度改正についての件を説明願います。三原自治振興課長。

自治振興課長（三原 順君）それでは、農業委員会等に関する法律改正に伴う制度改正につきましてご説明をさせていただきます。

まず、資料の1番上、趣旨でございますけれども、農業委員会等に関する法律の改正につきましては、既に昨年9月に交付、本年4月1日から施行をされてございます。農地等の利用の最適化の推進が任意業務から必須業務となるとともに、農業委員の選出方法についても公選制、いわゆる選挙によって選出する方法から議会のご同意を得て市町村長が任命する制度に変更となりましたことから、本町の農業委員会についても所要の体制整備、定数条例の制定あるいは委員の選任手続など、新たな農業委員会の体制の整備を進めてまいりたいと考えてございます。

2番でございます。このたびの法改正のポイントとしては、大きく3点ございます。

まず、1点目といたしましては農地利用の最適化の推進、具体には担い手となる農家への農地利用の集積・集約化、それと耕作放棄地の発生防止や解消、それと農家の新規参入の促進でございますが、これらの業務が、これまで農業委員会の任意の業務であったものが、今回の改正により必須業務となったものでございます。

2点目につきましては、農業委員の選任方法でございます。これまで公選制、選挙によって選出する方法と町長の選任制、議会や団体からの推薦に基づいて町長が選任する方法の併用によって選出しておりましたが、今般の法改正によりまして、この併用を廃止し、推薦と公募を経て議会の同意を要件とする町長の任命制に改正されたものでございます。なお、委員の任期につきましてはこれまでと同じ3年で、委員の定数は、この12月議会にて上程予定の定数条例で定めてまいりたいと考えているところでございます。

3点目といたしまして、これは新設された制度でございますが、農業委員とは別に、各地域において農地利用の最適化を進めるため農地利用最適化推進委員を新たに置くというものでございます。いわゆる現場の実働部隊ということでございまして、農業委員会の下部組織とされるものでございます。なお、この推進委員の設置に当たりましては、米印にもありますように、農地面積が200ヘクタール以下の市町村については推進委員を委嘱しないことができるというものでございまして、本町の農地面積は196ヘクタールであるため、推進委員を置かず、当該推進委員の業務は農業委員が行うこととしたいと考えてございます。

次に、3番の農業委員の選出方法等でございます。定数につきましては、現在、各地区からの選挙委員13名と町長が選任した委員6名の合計19名が現状でございます。この定数を3人減の16人に改正するものでございます。考え方といたしましては、現行の選挙委員13人に加えまして、今回の法改正の改革の方向で、委員には女性、50歳未満の青年の積極的な登用、そして利害関係のない者として中立な立場で公正な判断をすることができる方の登用が求められています。したがって、これらの方々それぞれ1名ずつを考慮した16人を委員定数とするものでございます。

(2)の委員の選出内容については、記載の4つの区分から選出してまいりたいと考えてございます。

それと、続いて(3)の農業委員候補者評価委員会についてでございます。この評価委員の設置

の狙いでございますけれども、記載にありますように、任命の過程の公正性及び透明性を確保するために設置するものでございまして、農業委員候補者の評価をまとめ、町長に意見を報告するというのが業務内容でございます。

最後に、米印にあるように、定数を超えた場合、その他必要と認める場合に、この評価委員会を開催してまいりたいと考えてございます。

続いて、2ページでございます。

4番の今後の予定につきましては、この12月議会定例会において農業委員会委員定数条例を上程させていただき、ご可決をいただきましたら、年明け、平成29年の2月には委員の募集を行い、必要に応じて評価委員会を開催し、6月議会において農業委員候補者の選任同意を賜り、現行農業委員の任期満了日の翌日である7月20日付で町長より新委員の任命を進めてまいりたいと考えております。

以上、農業委員会等に関する法律改正に伴う制度改正についての説明とさせていただきます。

議長（重光俊則君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまご説明いただきましたが、委員の募集ということで推薦、公募というのがあるんですが、16名の委員のうち推薦、公募が何名というふうに枠を決めるんでしょうか。

議長（重光俊則君）三原自治振興課長。

自治振興課長（三原 順君）推薦、公募のそれぞれの人数の枠については、特に定める予定はございません。推薦、公募の枠にとらわれず、広く推薦あるいは公募、募集を募っていききたいと、そういう趣旨で、これは国のほうからも統一の見解が出ておりまして、人数の枠はないという方向で進めてまいりたいと考えています。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）実質的にみずから進んで農業委員になるということは余り多くないと思うんです。これまで農業委員会の中で実質的に相談で決まる部分があったかと思うんですが、今回の場合も推薦、公募という形をとりますけれども、実質的には現行の農業委員会の中で人選するというふうな、そういう経過にもなるんでしょうか。

議長（重光俊則君）三原自治振興課長。

自治振興課長（三原 順君）農業関係団体と言われている団体、幾つかあると思うんですけれども、そういう団体に広く声をかけさせていただいて、それで推薦あるいは公募という形をとらせていただくというふうに考えております。

委員おっしゃるように、農業委員会の中でそれぞれ相談されてというふうな実態はあろうかと思えますけれども、基本的には特定の団体に対して新たな団体から1名を出してくださいとか、そういったことについては予定してございません。広く推薦、公募をしてまいりたいというふうに思っています。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）そうしますと、広く推薦、公募ということで、委員の選出内容のところを見ますと、農業従事者、女性、青年、中立的な立場の方ということで、女性、青年、中立的な立場の方がそれぞれ1名ずつということであれば、一般の住民の方で公募に応じて農業委員になれる可能性があるというのはその3名の枠ということになってくるんでしょうか。

議長（重光俊則君）三原自治振興課長。

自治振興課長（三原 順君）基本的には②、③、④、この中から一般に、例えば農業経営をされていない方であればこれは利害関係のない方というふうに理解できますので、④のほうで該当して候補者が出るだろうというふうに思っております。

女性につきましては、農業従事者であっても女性の方の推薦、公募というのは可能であると考えております。青年につきましても同じでございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）農業委員候補者評価委員会というのはどういうメンバーで何名ぐらいの方がされるのでしょうか。

議長（重光俊則君）三原自治振興課長。

自治振興課長（三原 順君）まだこれは検討段階でありますけれども、農業委員会の事務局のいわゆる町の職員が数名です。職員が今のところ4名ということで考えておりまして、これは内部からの職員でございますので、一定、外部の方も交える必要があろうということで、農業委員の経験者であって今般の候補者にはならない予定の方というのをに入れていってどうかというふうに考えております。

以上のように考えてございます。

議長（重光俊則君）よろしいですか。鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）何名とかというのは決まっていないわけですね。

議長（重光俊則君）三原自治振興課長。

自治振興課長（三原 順君）まだ、何人というのはこれから決定をしていきたいと考えております。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）評価委員会で公募があった委員を選出するんですね。どんなふうに出されるんですか。

議長（重光俊則君）三原自治振興課長。

自治振興課長（三原 順君）面接も視野に入れながら、書類選考というのが中心になってくるかと思えます。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）その評価基準は何ですか、書類選考といたしても。

議長（重光俊則君）三原自治振興課長。

自治振興課長（三原 順君）これは候補者を募集するときのシートという、公募であれば公募のそういう応募用紙であるとか、あるいは推薦の用紙がございまして、そこに例えば農業に関する経験であるとか、あるいは農地関係のそういう法律の知識がどうかであるとか、あるいは現状農業をやっておられるかどうかであるとか、そういったことを応募用紙あるいは推薦書の中に記載いただきまして、それで基本書類選考という形をとろうというふうに考えております。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）もう少し補足しますと、5段階評定というのが決まっております、各項目、先ほど課長が申しあげましたように、例えば経歴であるとか熱意であるとかそういった項目がございまして、それを5段階評価して各それぞれ点数を入れていきます。その中で、重要度に応じて補正率というのがございます。例えば経験に重きを置く場合はその点数に例えば1.5倍するとかいうようなルールを決めた結果の点数をそれぞれ出していって、その合計額を町長に返すと。その中で、町長がその点数を見て最終的な候補者を決定するというのが大きな流れになってございます。

簡単に言うなら職員で言う勤務評定みたいな、そういうイメージで評価していくということ、それぞれ項目が決まっているということになります。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。阪口議員。

6番（阪口 均君）今まで農業委員の方は各地区から1名というふうなイメージが強いですけれども、改正された後というのは特にそれにはこだわらないという理解をされていていいんですか。

議長（重光俊則君）三原自治振興課長。

自治振興課長（三原 順君）各地区から必ず1名というふうな趣旨ではございませんでして、ただ、それを何もないというふうなわけにもやっぱりまいらないと思いますので、ここの資料で書かせていただいておりますのは、現行の選挙委員13人を基本にと書いているところがありますけれども、こ

のあたりを念頭に置いているというふうにご理解いただければと思います。
議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、農業委員会等に関する法律改正に伴う制度改正についての件を終了いたします。

次に、案件3、介護予防・日常生活支援サービス事業の利用の流れ等についての件を説明願います。根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君）それでは、介護予防・日常生活支援サービス事業の利用の流れ等についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、まず4ページをごらんください。

この資料は、平成28年9月28日開催の議員全員協議会において、総合事業移行の進捗状況についてご説明させていただいた資料です。

表の左側の改正前の上から2つ目の要支援1、2の方を対象とした予防給付のうち、訪問介護、通所介護は、右側の新しい介護予防・日常生活支援総合事業の（1）介護予防・日常生活支援サービス事業の①訪問型サービスの現行相当サービスと訪問型サービスAからD及び②通所型サービスの現行相当サービスと通所型サービスAからCに移行されます。本日は、その中の①訪問型サービスの現行相当サービスと訪問型サービスA及び②通所型サービスの現行相当サービスと通所型サービスAについてご説明させていただきます。

1ページにお戻りください。

まず、（1）の事業対象者でございますが、①平成29年4月以降に要介護認定により要支援1、2と認定された方及び②平成29年4月以降に基本チェックリストで事業対象者と認定された方となります。なお、平成29年4月1日時点の要支援1、2の方で訪問介護、通所介護をご利用の方は、更新までは予防給付を利用できます。

次に、（2）のサービス事業の流れでございます。

まず、①新規利用についてご説明します。

平成29年4月1日時点で要介護認定をお持ちでない方については、原則介護保険・障がい福祉課窓口で要介護・要支援認定申請を行い、要介護認定を受けていただきます。その結果、要支援1、2に該当された方で訪問サービス、通所サービスを利用される場合は総合事業を利用することとなります。なお、訪問看護、福祉用具の貸与、通所リハビリ等総合事業に移行しないサービスを利用される方は、従来どおりの予防給付サービスを利用できます。

認定申請の結果、一番左側の要介護1から5の流れまたは一番右側の非該当と認定された方の利用については、従来どおり何も変更はありません。

次に、2ページをごらんください。

②要支援者の認定更新のときは、地域包括支援センターまたは担当ケアマネジャーが窓口となり、利用者の状態、サービス利用の状況を聞き取ります。その結果、左側の介護予防サービス、訪問看護または通所リハビリ、福祉用具の貸与等を利用される方は必ず要介護認定の更新を受け、要介護1、2になられた方は引き続き介護予防サービスを利用します。また、訪問型サービス、通所型サービスを利用される場合は総合事業を利用します。

右側の予防訪問介護及び予防通所介護のみを利用し、介護予防サービスを利用する可能性の低い方は、基本チェックリストを実施し、事業対象者であれば総合事業を利用します。この場合は、介護予防サービスの訪問看護や福祉用具の貸与等の利用はできません。訪問看護や福祉用具の貸与を必要とするときは要介護認定を受けていただくことになります。

この利用の流れの1、2はあくまで原則的なものであり、対象者の状況、状態に応じて要介護認定または基本チェックリストを実施します。

続きまして、（3）のサービス事業内容等についてご説明します。

①訪問型サービス、②通所型サービスの現行相当サービス及びサービスAについては、利用者が事業所を広域的に利用されることなどを考慮し、サービス内容や報酬等の基準については熊取町以南の3市3町で統一しております。

それでは、①の訪問型サービスの左側の現行相当サービスから説明します。

このサービスは、現行の介護予防訪問介護と同様のサービス基準による専門的なサービスとなっております。報酬についても基本的には現行の介護予防訪問介護と同様ですが、現行の一月当たりの包括払いですと一月に1回利用でも2回利用でも利用者が負担する金額は同額となっておりますが、それは利用実態に合わせた実績払いとします。実績払いにすることにより、利用者の利用実態に即した費用負担となると考えております。

続きまして、右側の訪問型サービスAについてご説明いたします。

まず、サービス内容は、現行相当のうち身体介護を除く生活援助のみを行います。また、サービス提供の従事者については、町が実施する研修受講修了者も実施できるようになります。また、管理者の常勤規定をなくすなどの配置基準を緩和しております。報酬については、サービス内容及び従事者の資格要件等を緩和することにより、現行サービス1回当たりの単価の約80%となります。

なお、本事業を実施するためには本町の事業所の指定を受ける必要があります。また、現行相当サービス、訪問型サービスAを利用する場合の利用者負担については、介護予防給付の利用者負担割合と同様に、所得に応じたサービス費用の1割または2割をご負担いただきます。

それでは、3ページの②通所型サービスの左側の現行相当サービスについて説明いたします。

このサービスは、現行の介護予防通所介護と同様の基準による専門的なサービスとなっております。報酬については、①の訪問型サービスの考え方と同様に、現行の予防通所介護の一月当たりの包括払いを利用実態に応じた実績払いとします。

次に、右の通所型サービスAは、現行サービスの基準を緩和したサービスとなっております。サービスの内容は、専門的な機能訓練ではなく、簡単な体操などのサービスを提供します。また、人員の配置基準では専門職の配置を不要とし、設置基準では相談室の設置を不要とするなど、現行の基準を緩和しております。次に、報酬については、サービス内容及び従事者の資格要件、配置要件を緩和することにより、現行サービス1回当たりの単価の約80%となります。

なお、本事業を実施するためには、訪問型サービスと同様に本町の事業所の指定を受ける必要があります。また利用者負担についても、介護予防給付の負担割合と同様に、所得に応じたサービス費用の1割または2割をご負担いただきます。

次に、冒頭でご説明いたしました①の訪問型サービスC及び②の通所型サービスCの専門職による短期集中予防サービスですが、平成29年4月からの実施に向けて現在調整を進めております。また、①の訪問型サービスB及び②通所型サービスBのボランティア等が主体となって実施するサービスについては、実施に向けて検討を行っています。

続きまして、(4)今後のスケジュールについてでございますが、今月28日開催の高齢者保健福祉推進委員会において本日も説明いたしました内容を説明する予定です。その後、12月3日には、3市3町合同で熊取町民会館において介護予防・日常生活総合事業、新しい総合事業についての介護事業所への説明会を行います。また、平成29年1月から、実際に介護予防訪問介護・通所介護を利用の方については、担当ケアマネジャーを通して個別にチラシなどを利用し、制度案内を丁寧に行ってまいりたいと考えております。また、3月には広報、ホームページにより一般の住民の皆さんへの制度周知を行いたいと考えております。

以上で、介護予防・日常生活支援サービス事業の流れ等について説明を終わらせていただきます。議長（重光俊則君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）何点かあるんですが、まず1点目としまして、3市3町で共同でお話をされているということでしたが、内々でお聞きするところによりますと1市と1町が同じ足並みをそろえない

ような検討をされているらしいという話を聞いているんですけども、その辺についてどうお考えか、聞かせていただけますか。

議長（重光俊則君）根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君）この件につきましては、3市3町で報酬及び基準について統一していくということで3市3町の課長会でも合意がなされておりまして、報酬については包括払いではなく利用回数による実績払いでいくということで、12月3日にも事業者説明会を予定しておりますので、そこでも3市3町、報酬等統一して行っていくという説明をする予定です。そういったことは、こちらのほうは統一しているという認識しかありませんので、そこはどちらのほうから出ているのかなと思いました。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）何か今の話でしたら、3市3町から抜けるところがあるのも無視して熊取町ではやっていきますみたいに聞こえてきたんですけども、そういう理解でいいんでしょうか、もしあるとすればですが。

議長（重光俊則君）根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君）3市3町で原則的には決めていくということなんですけれども、利用者の方の状態とかそういうことについては町の運用面もありますので、各市町の保険者判断というところもありますので、原則的な考え方は3市3町統一していると認識しております。ほかの市町村を無視してということは全然考えておりませんので。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）統一されていかないという可能性もあるということで、その辺はきちっとご理解いただけたらというふうに思います。

それで、今ご説明いただいたんですけども、サービスAを利用するときにはまず80%の額になるということですね、報酬面につきましては。その辺の80%になるということで、それは利用者にとってはいいかもしれませんが、施設側にとってはこれまでも報酬を下げられてきています。本当に苦しい中でやってこられていて、それでAもされていくということになりますと、今Aをしますから普通の人を雇って1回か2回講習して来てもらってその人を使うていきますというのは、すぐには絶対ならないでしょう。それはわかることじゃないですか。今までやということと今やってきている状態の中で、事業者にはAをやってくださいと言うて、そのときに誰か来てくださいと言うたときに、2回か3回講習して、それで、はいやれますということがすぐに4月からできるんですかと。それができて80%になってしまったら、それこそ本当に、今来ている方に、やっぱりAのほうになってもやってもらわなあかんという状況というのは生まれてくる。そこで80%になってしまうとそれこそ経営ができなくなるという状態を各ほかの市でちょっと聞いてみてもらえませんか。

大きいところは何かそれで持ちこたえているところもありますけれども、小さいところというのは潰れていっているという状況、やめていっているという状況があって、本当に介護を受けたくても受けられないような状況をつくってしまっているということをもう一遍ここで見直してほしいんです。

あちこちで介護サービスの通所サービスの改悪というのをやられていっているんですけども、その辺があるからこそもう通所サービスのAとか使わずに現行のままでやっていくという自治体が出てきているということも、もう一遍しっかりと見直してもらえませんか。それは説明されてもなかなか、はい、うちとこやりますと言えるような事業所というのは本当に少ないんじゃないか。もうすぐそこでAにするためには、今まで雇っていた人何人か切って、それで2回か3回講習を受けて来ていただけることを雇わないとできていかないという状況じゃないかと私は理解するんですけども、その辺については完全にやっていけるというふうにお考えなんでしょうか。その辺ちょっとお聞かせいただけませんか。

議長（重光俊則君）根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君） まず、もともと今度事業に移行する分というのは、介護予防の事業のそのまま移る現行相当のサービスと緩和のサービスという2種類があるんです。現行はもとのサービスをそのまま引き継ぐサービスで専門性の高いサービスなんですけど、鯉谷議員がおっしゃっている緩和したサービスというのは、人員基準とか資格要件とかというのをすごく緩和している状態なんです。

その緩和のサービスというのは、こちらのほうから強制的にしなさいというサービスではなくて、事業所の指定ということで、こちらの事業所はやりますよという事業所を指定していくということになりますので、今までどおりのサービスを提供していて8割下げるとするのは横暴やと私も思います。しかし、基準を緩和していますので、80%というのも厚生労働省が26年にサービス事業者の人員の実態調査ということで金額を比較した資料がありましたんで、そちらを参考にしましたら、人員基準とかを緩和したら7割弱単価が下がるやろうということが出ておりましたので、そちらも参考にしまして単価は設定させていただいています。

議長（重光俊則君） 鯉谷議員。

12番（鯉谷陽子君） 私の言っている意味がちょっとわかってもらえなかったと思うんですけども、今、事業所はちゃんとした正規の職員をたくさん持っています。その方々にこういう安いサービスがありますからそこもやってくださいというふうに言わないと、今持ってはる従業員を、今までどおりやったら介護Aに行かれる方については今までどおりの職員が介護Aの方についても訪問介護しないといけないというふうな状況になるということを感じませんか。今やっている事業の状況で、この方については介護Aでやってくださいという、今まで介護保険を申請して認定されたら普通の要支援1、2を受けていたわけですよ。それが今度、こっち側にAがあるからAに行きたいという方がいらっやいましたと。でも、そこへ行く人は今まで雇っている人の中で行かんと、それは、すぐにそういう人があらわれて、私が手を上げてこんな安く事業しますよという人がいてはったら、ずっとそれはやれると思いますけれど、その辺のところ、そんな70%引き下げますけれども、この人らはAの人、誰が行くんですかという形になるでしょう、そういう安いサービスを提供する。それは、中の事業としては時間も短いやろうし簡単かもしれません。でも、その人たちのお給料を下げるというわけにはいかないわけじゃないですか。

その中で、そういうのを急に4月からはいと言ってできるんですかというねん。そういったことに大きいところは手を上げるかもしれないけれど、小さいところはもう絶対そんな、給料を払っていかなあかんから手を上げられないんですよ。ほんなら、そういうサービスができることによってそういう人たちが大きいところへ行ってしまうと、そういうところはどんどん今潰れていってしまっているという状況が全国で生まれているんですよということを私はお伝えしたいと思っているんですけど、本当に現実を見てあげてください。そんなん頭の上だけで計算して、これだけ安いのができるから、受ける人は得やから、はいこういうのにしますというて国は言うてはるけれど、今現実で施設が抱えてはる人たちをどうするんですか。

また、どういうふうにしてそういう事業をやっていくんですかというところをもっと現実を見てしっかりと手当てして行ってあげないと、絶対に手を上げてもらえるところがなかったら受けられないわけでしょう。介護、どれだけたくさんの方がAを受けたいと言いはるかかわかれへんし、どれだけの方を振り分けるといふか、それもわからないんですけど、でも、やっぱりそういうことがあるから現行相当だけでいきたいと言ってはる、3市3町の中でそういう人があらわれてきているということやと私は理解しているんですけども、私の言っている意味をわかっていただけましたか。

議長（重光俊則君） 根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君） 鯉谷議員の言われていることはよくわかります。

うちのほうも、総合事業は前もってわかっていることなので、そういう変更点とかもありますので、町内の通所介護と訪問介護の事業所のほうに、こういう移行をするんですけども参入予定はあ

りますかというアンケートをことし1月に実施しております。

詳しい内容はわかっていない中ですが、現行相当で利用者回数払いになりますと、あと緩和したサービスは今の報酬単価よりも引き下げますが参入されますかということで、参入されないという事業所はゼロだったんです。それを一つ言っておきます。

今、介護の人材不足ということで、生活支援のニーズが拡大していると。それに対応するに当たっては今の専門職では対応し切れないということもありまして、町で実施する研修、2日ほどを予定しているんですけれども、その研修を受講することによってサービスを提供できるように緩和する予定なんです。緩和するという、先ほどもちょっと説明させてもらったんですけれども、今、既存の事業所も、専門職を緩和のAに投入すると事業は立ち行かなくなると思いますが、そういった受講修了者、言ったらパートの方とかを雇ってサービスを提供できるような体制になりますので、そこは一定、事業所も人件費もかからないようになりますし、基準も緩和されますので、そこは事業所も営業できるのかなというのはこちらもちょうと考えているところです。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君） それでまた、80%下げた中で包括支払いから回数によっての支払いにされるということなんですけれども、それもかなり事業所にとっては厳しいことやと思うんです。今まで4回、5回というふうなことで包括でやられていたところが回数でされてしまうと、受けられる方も少ないほうがいいとおっしゃる方もあるかとも思いますけれども、その回数が減ってしまうともう事業所の収入というのも大分減ってしまいますので、その辺のことについても、包括にしておいて何かの事情で1回とか2回とか本当に少なくなったときだけは回数で払いますよというふうなこともできるかと思うんです。包括制のほうが、私は回数を多くそこへ訪問できたりとか回数を多く来てもらえるということで、その人にとってもいいことかと思うんですけれども、その辺のことも、事業所にとっては80%減る上で回数制になってしまうということですよ、今の説明でしたら緩和のやつは、かなり緩和をしていくということで収入が減ってしまうというふうな感じのところは、どういふふうに事業所に説明されるのか、その辺を教えてくださいませんか。

議長（重光俊則君） 根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君） まず、2種類サービスがあるんですけれども、現行相当のサービスについて何がかわるかという、利用者の利用しただけの回数払いになるということなんです。こちらのほうは、1回当たりの単価、もともとの1カ月当たりの介護事業者の収入というのは今までと変わってこないと思うんです、包括単価。事務が移行されることによって、包括単価が利用の上限となるんです。だから、今までの金額等は変わらないんですけれども、それを利用者の1回の単価に直す。だから単価を1回の利用単価にただけで、何も報酬を下げていないわけじゃないんですよ、現行相当の分も。

だから、もともと月当たりの報酬金額というのが仮に1,000円とします。そしたら、それを利用者の回数払いにするということは、それに12カ月分を掛けて365日で割り戻して1回当たりの単価にただけのことなんです。だから、1日当たりの単価を出して、それに利用回数を掛けて利用者さんは支払いをするというような形になっているので、何も考え方自体は変わってはいないんです。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君） 365日で割ったらすごく減ってしまいますけれども、何か利用回数で単価をあれするという事ですから、包括のあれで、そこで大体平均何日ぐらい利用するという事で割り戻して1回何ぼというふうに決めはると思うんですけれども、やっぱり利用者さんにとっては回数少なくしてもろうたほうがいいと思われる方もいらっしゃるかと思うんです。そうしたときに業者さんに入ってくるお金というのは減るかというふうには私は考えるんですけれども、同じやとおっしゃったのがちょっとよくわからないんです。その辺。

議長（重光俊則君） 根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君） 相当サービスですと、包括単価でしたら1,647単位、一

月の包括単価というのが決まっているんです。その包括単価を利用1回についての単価に割り戻しただけなんです。

だから、1カ月包括単価というのを12カ月掛けていただいて、そこで1日当たりをまず出します。365日で計算しますと54.1円になるんです。このサービスというのは週何回とかで使うので、そちらのほうに7日を掛けていただいたら1週間当たりの単価というのが出てくるんです。それが先ほど言った1回利用当たりの378単位になっているだけで、そもそもの単価というのは何も減額もしておりません。ということでちょっと説明させてもらったつもりだったんですけども、わかりにくくて申しわけなかったんですが、だから単価自体を減額とかそういうのはしていないので。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君） そしたら、378単位というのが1回当たりと今おっしゃいましたけれど、それは1週間に1回行ったときのあれですよ。そしたら2回、3回と行ってしまうとその人たちは高くなってしまいうことになってくるわけですか。大体、包括的なあれというのは何回行くというのは決められていたん違いますか。週に何回ぐらい行ったら大体あれで、それ以上に行っても同じ値段ですよというふうな感じで前は決められたみたいになっていたと思うんですけど、今度変わるといことで、1回が378単位になって、それはもう週1回で行ったら1カ月の単位と一緒にやけれども、2回、3回と利用したらその人はたくさん回数の分は払うということになるんでしょうけれども、通所型サービスAを使われる方というのは割合にまだちょっとはお元気やというふうなことも、介護に移る前の方で、そしたらそういう方が1週間飛び飛びでいいわというふうな感じになってしまうと、施設にとっては半額になってしまうというふうなことも考えられるということではないのでしょうか。

だから、その辺がやっぱり施設にとってどちらが得かというのもちよっと考えてあげていただいて、2回、3回と利用されるという方がたくさんいらっしゃればそれはいいかもしれませんが、その辺は難しい問題かなと思うんですけどもね。

議長（重光俊則君） すみません、ちょっと一つ分けて、包括払いの場合と、だから実績、利用回数払いになった場合、包括払いの場合は利用回数は関係ないけれども、実績、利用回数払いになったら、鱧谷議員が言っているように、それは利用者の負担はふえますよという、これは事実ですね。そこが違うんですか。そこをまず説明していただけますか。

それと、あと事業者の件は別ですけど、根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君） すみません、ちょっと言うのが漏れていまして、利用回数払いなんですけれども、今までの包括単価を超えることができませんので、5回以上使った場合は今までどおりの包括単価となります。だから、利用者のほうには負担がふえることはありません。

議長（重光俊則君） だから、5回以上使った場合は今までと現状で、だから5回以上使うことはないということになるから、それ以上使っている人についてもそういうふえることはないということですね。小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） 議員のほうからいろいろご質問いただきまして、今回の今の包括払いという一月をまとめたという額であったりとか、今回、回数ごとにというところで、一つは、今お話ししたように一月当たりの額というのは基本的には変わってはいないんですけども、ただ、今までも利用されている方、今ここにございますように、まずは認定の段階で要支援の認定を受けなくても、まだ状態はかなりよくてそんなに支援は必要ないですよという、そういう方にこういう状態でも軽いサービスでも受けていただけたというのがふえたという今回の制度でございまして、その中で、先ほど参事がお話ししているように、そういった場合はいろいろそこでの施設での要件というのも緩和して、費用的にも安くなるような条件にしてきたというところが一つございます。

それと、今まで利用されている例えばそういう方が月1回か2回でもいいですということのサービスであったとしても、包括単価ですから一月の5回行って同じ、2回でも同じという単価であったと、そういう設定であったと。そういうところをもう少し、利用者の方が1回であったら1回

での利用のそういう単価にというような形の制度改正があったと。

先ほど細かい計算のことをお話ししていましたが、それは、そういうことになった制度の中で1回というものの決め方についての計算の仕方についてご説明をさせていただいたというところでございますので、そういった意味で、議員のご意見で事業所へのというお話もでございますが、利用者のそういう利用の実態に合ったような形の報酬の単価に切りかわったというところでの内容でございますので、ご理解いただきたいなというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君）それともう1点だけ、鯉谷議員の質問で、現行相当の約80%の中に報酬がなりますよと。それは、今例えば10人で事業をしていて、その10人の事業が現行相当サービスをやる資格のある人が作業していますと、仕事をしていますと。それに通所型サービスの人が入ってきたら、その人は受けなあかんけれど、その人のためにわざわざ今の10人の人が仕事をすると結果的にはマイナスになるから、新たにサービスAを受ける人を雇わないかと。だけど、小さいところは雇われへんからそういうのをやられるとどんどん仕事がなくなっていくということやけれど、今さっきの途中の説明では、今までの事業者で通所サービスAがふえても事業をやめるという方はおられないと、全員が受けますと言われていたというのが先ほどの説明の答えですね。回答ですよ。

ということで、鯉谷議員、追加質問としては、根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君）参入するとはまだ聞いていないんですけど、入っていない、だから意向調査では、参入するというのはまだ内容等も決まっていな中なんやけれど、その緩和したサービスを受けないという否定的な事業所はなかったという認識をしておいていただきたいんです。これから事業所説明会で詳しい内容を説明してということになりますので。

ちょっと誤解があつてはいけないので、申しわけありません。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）今、鯉谷議員が言っていることにすごく、いたく同じ思いで聞いていたんですが、整理のために再度聞かせてもらいたい。いいですか。よろしいですか。

整理のためにもう一回お聞きしたいんですけども、2ページの（3）サービス事業内容等のところ、このサービス内容、報酬については3市3町で統一した基準となっていて、こう1行で書かれていますが、3市3町以外のところはこういった形になっているのか、まずその説明をお願いします。

議長（重光俊則君）根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君）江川議員のご質問なんですけれども、3市3町以外にも、こちらのほうも情報収集しまして、堺以南の8市4町についても熊取町と同じ基準、報酬の考え方を持っております。進めておられます。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）にこにこと答弁してくれるんでちょっと驚いちゃうんやけれども、総合事業というのは全国一斉で行われるものですよね。要支援1、2の方が来年4月から総合事業に移動していくわけなんです、その中で特に泉州地域だけ報酬をいじっているというところで、とても業者たちが不安を感じている実態があるんですよ。そのことはご存じですね。全国は今までどおりの現行どおりなのに、泉州地域だけ特異な動きをしているということはお存じですよ。

議長（重光俊則君）根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君）全国的な動きをこちらでも把握はしております。

しかし、こちらは利用者の立場に立った、利用者の実態に応じた支払い方を選択しております。

全国的に包括単価が多くなっているというのも現状、把握はしております。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）全国は、総合事業を移行するに当たって報酬制度はいらっていないところがほとんどなんです。泉州地域だけ包括制から単位制度を取り入れるということで、とても事業者たちは不安を感じています。

何で不安なのかというと、やはり事業者が経営していく上で人員を配置しなければいけない。そこで突発の欠席があった場合だとか入院された場合だとか、配置しているのにその方が休まれたがゆえに経営が成り立たない状態というのがこの先起こるといって不安を感じているという、そういう実態はご存じですか。

議長（重光俊則君）根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君）直接、事業者からそういった内容の相談というのは受けておりません。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）今度、12月3日にそういう説明会があるということで、そこでまた意見が出ると思います。もし事業者が、例えば熊取と貝塚で包括制と単位制はここで切れ目になったとしたら、事業者はどちらで事業をやろうかと思ったときに、私は多分包括制のところは事業者が移動すると思います。ということは、泉州地域の中の事業者が、やっぱり経営が苦しくなってきたら包括制のところへ移動していきますよね。そうすると、利用者は利用したくても事業者が選べるところがなくなってくるという事態が起こってくると、そういう危険があるということは感じませんか、職員は。

議長（重光俊則君）根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君）利用者も包括払いと単価払いを選べるのであれば、利用者は単価払いのほうを選ぶと思うんです。そういったことがないように3市3町、近隣8市4町というか、堺以南で利用者の実態に応じた単価払いにするということをそろえているのは、利用者の立場にも立っていますし、事業所から言うてもそれぞれいろんな単価、包括も選べるし回数払いも選べるということで、利用者のほうが逆に選んでしまって事業所が立ち行かなくなるという形もありますので、利用者の立場からも考えていますが、事業者の立場に立っても近隣の市町村の単価を統一することが重要であると考えております。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）どこまでいってもちょっとこれ、これから進めることなんで、しっかり利用者の声も聞きながら、業者の声も聞きながら、住民の方がきちんとサービスを受けられるように、そういった体制で柔軟に対応していただきたいと思います。

3市3町、今8市4町とかちょっとまた広がったような言葉が出てきたんやけれども、全国の中でそれをやると本当に業者が大変になってきて、今度、利用者が利用できなくなる制度、選べなくなる制度にならないように、ぜひともお願いしておきます。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）今、議員からお話があったんで、事業者の説明会が今後控えてございますので、そういったところもきちんとご意見をお伺いさせていただくようにしたいなと考えてございます。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

会議の途中ですが、まだ議案がたくさんありますので、ただいまから3時30分まで休憩します。議題に関係ない方は退席していただいて結構です。

（「15時19分」から「15時30分」まで休憩）

議長（重光俊則君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、案件4、手話言語条例の制定についての件を説明願います。野原介護保険・障がい福祉課長。

介護保険・障がい福祉課長（野原孝美君）それでは、手話言語条例の制定についてご説明をさせていただきます。

恐れ入ります、お手元の資料をごらんください。

まず初めに、手話言語条例案におきましては、手話を主なコミュニケーションの手段として用いる聴覚障がい者を聾者として定義しております。そのため、本日お配りをさせていただいております資料につきましても同様の表現とさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、1点目の条例制定の背景及び目的でございます。

手話は、手や指、体の動きや顔の表情を使う独自の語彙や分法体系を持つ言語で、聾者にとって情報の獲得や気持ちを伝え合うためのコミュニケーション手段でございます。しかし、かつて、多くのろう学校では、話す口形を見て話を理解する口話法を用いた教育のもと、手話が禁止されるなど、聾者の尊厳が著しく傷つけられてきた歴史がありました。

また、聾者は、手話が言語として認められていなかったことや手話を使用することができる環境が整えられていなかったことなどから、社会の中で十分に情報を得ることも、コミュニケーションを図ることもできず、多くの不便や不安を感じながら孤立しがちな生活を営んでこられました。

このような中、平成18年の国際連合総会において採択されました障害者の権利に関する条約において手話が言語であることが明記され、また国内法におきましても、平成23年に改正されました障害者基本法において言語に手話を含むと規定されるなど、手話は言語であると位置づけられました。

また、熊取町議会では平成24年6月24日に手話言語法の制定を求める意見書が採択されておりますが、現在では全国全ての自治体におきまして手話言語法の制定を認める意見書が採択されるなど、手話を言語として認めようとする動きが広がっているところでございます。

このような状況を踏まえまして、本町におきましても、手話が言語であるという認識に基づきまして、手話への理解促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、また町の責務と町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的な事項を定めることにより、手話に関する施策の総合的かつ計画的な取り組みを行い、これにより、全ての町民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とし、手話言語条例を制定するものでございます。

なお、条例案につきましては、現在手話通訳を利用されておられる方、手話通訳者、手話ボランティアの方など、日ごろから手話にかかわっておられる方に直接手話に対する思いなどをお伺いさせていただき、また本町の障がい者施策を円滑に推進するためのご意見をいただいております障がい者施策推進委員会からもご意見を頂戴し、作成させていただいたものでございます。

次に、2の条例の概要でございます。

手話言語条例につきましてはいわゆる理念条例となっております。手話が言語であるとの認識に基づきまして、手話への理解促進及び手話の普及に関する理念的な規定のほか、町の責務、町民の役割、事業所の役割、施策の基本方針の策定、意見の聴取などについて規定を行うものでございます。

次に、3の国・府・近隣市町の状況でございます。

現在、国におきましては、手話に関する法律は制定されておられません。大阪府におきましては、現在、来年4月1日条例施行に向けて取り組みを行っておられます。次に、大阪府内の市町村の条例の制定状況でございますが、大東市並びに大阪市の2市が条例を制定しております。なお、堺市につきましては大阪府と同様、来年4月1日の条例施行に向けて取り組みを行っておられます。

また、全国的には、都道府県と市町村を合わせまして現在確認できているところで55の自治体におきまして手話に関する条例が成立されている状況でございます。

最後に、4の条例制定に向けての今後のスケジュールでございますが、本年12月議会に条例案を上程させていただき、条例の施行につきましては平成29年1月1日を予定しております。なお、条例制定後におきましては、まずは町広報紙、町ホームページやチラシを作成いたしまして、条例制定のPR並びに手話の啓発から行ってまいりたいと考えております。

以上で、手話言語条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

議長（重光俊則君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（重光俊則君）質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これをもって、手話言語条例の制定についての件を終了いたします。

次に案件5、北保育所大規模修繕工事の追加工事についての件を説明願います。阪上保育課長。保育課長（阪上正順君）それでは、北保育所大規模修繕工事の追加工事についてご説明させていただきます。

資料の1ページをごらんください。また、平面図を3ページに添付しておりますので、あわせてごらんください。

1つ目の床張りかえ工事の追加についてでございます。

まず、現在の進捗状況を簡単に申し上げますと、北保育所大規模修繕工事につきましては保育を継続しながら2工区に分けて実施しているところでございます。10月末に1工区が完了しまして保育室等を移転した後、現在は2工区の工事を開始したところでございます。

それでは、資料をごらんください。

本修繕工事につきましては、耐震改修の一環としまして、屋根部分の軽量化と補強を行うため既存屋根を撤去する計画となっており、屋根のない期間につきましてはブルーシート等によりまして降雨対策等を含め養生を行って工事を進める計画となっております。しかしながら、1工区におきまして8月29日に台風10号の影響による多量の降雨、総雨量が73.5ミリございまして、これによりまして建物内に浸水があり、床の木製フローリングが吸水したことによりまして1工区の床全体に反りが発生したため、当初の計画どおりに既存の床を修繕して利用することができなくなってしまいました。これを受けまして対応につきまして請負業者と協議を行いましたところ、床の復旧が請負業者の加入しております建設工事保険の対象となることから、工事保険を利用しまして床の張りかえを実施したところでございます。

今後実施していきます2工区につきましては、1工区の床が結果的ではございますけれども新しい床となったこと、また、北保育所は建築後37年経過しておりまして、今後の維持管理を考えますと1工区と同様に2工区につきましても床の張りかえを行うことで耐用年数も同等となり、今後、途中、塗装等は必要となってございますけれども、40年は張りかえが不要となることなど、維持管理も一体的にできて容易となることなどから、2工区につきましても床の張りかえ工事を追加したく考えるものでございます。

次に、追加工事を行うに当たっての契約に関してでございますけれども、2項目めをごらんください。

2工区の床張りかえ工事につきましては、北保育所大規模修繕工事と同一区域であるため、本来でございましたら本体工事の変更追加契約としまして12月議会での承認が必要となるものでございます。ただし、議決後に2工区の工事着手となりますと来年3月4日に予定しております北保育所の生活発表会の練習や開催までに完了することができないため、また3月25日に卒園式がございますけれども、こちらの準備等にも影響が及びますことから、床張りかえ工事につきましては当該請負業者の株式会社阪南工務店に別途随意契約を行いまして、これらの生活発表会等の行事に間に合うようにしたいと考えるものでございます。

なお、随意契約によりまして2工区の床張りかえに要する追加費用につきましては約380万円を見込んでおります。もともと当初計画しておりました既存の床を利用した場合の修繕費用約115万円につきましては、これにかわるものということで減額となりますので、その差額の約265万円が純増となる見込みでございます。

また、その他当初の工事内容から変更が生じるものにつきましては、改めて12月議会にお諮りさ

せていただきまして、議決を経た上で変更契約を行いたく考えてございます。

次に、工事の経緯につきまして補足させていただきますので、資料の項目3、工事の経緯をごらんください。

工期につきましては本年6月21日から来年の2月17日まで、1工区につきましては6月21日から10月31日まで、2工区は11月1日から2月17日を予定しているところでございます。

2点目に、降雨による損傷経過についてでございますけれども、屋根の撤去期間中に計3回の降雨がございました。8月18日と26日の降雨によりまして一部床への浸透は確認できましたけれども、その際は部分補修で対応が可能でございました。その後、8月29日の降雨によりまして屋根から建物内への浸水が認められ、床全体に反りが発生したものでございます。これに伴いまして、請負業者が加入した工事保険にて1工区の床全体を張りかえることとなったものでございます。

また、参考といたしまして、2ページ目に現行の北保育所大規模修繕工事の契約内容を掲載しておりますので、またごらんいただけたらと思います。

次に、3ページ目の図面でございますけれども、斜線で示させていただいている範囲が2工区におきまして床の追加改修を予定する箇所ということになってございます。図面の右側部分が2工区の区域でございますけれども、0歳児室、1歳児室、トイレにつきましては、0、1歳児保育を新たに始めるに当たりまして必要な工事として当初の計画から床面につきましては新設する予定であったため、本件の追加工事に伴う影響はございませんので、白抜きということになってございます。

次に、4ページ目につきましては工程表というふうになってございます。こちらの工程表につきましては、追加工事に関する今先ほど説明させていただきました随意契約を見込んだ上でのものでございますので、当初の工期期限である2月17日までに全行程を完了する予定でスケジュールを組んでございます。もし仮に床の張りかえ工事も含めた変更契約として12月議会案件として上程を行った場合は、12月20日の本会議後に屋根の撤去工事を開始するということとなりますので、工期が約1カ月ほどおくれまして保育所行事に影響を及ぼすことから、繰り返しになりますけれども、随意契約にて実施したいというふうを考えているところでございます。

以上をもちまして、北保育所大規模修繕工事の追加工事につきまして説明を終わらせていただきます。

議長（重光俊則君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）北保育所大規模修繕工事の追加工事についてということで、床張りかえの随意契約が必要になったいきさつなどをご説明いただきました。その点については理解できたと思います。

12月議会に上程をという追加の変更契約があるということなんですが、追加の変更契約は金額的にはどれぐらいになりそうなんですか。

議長（重光俊則君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）合計で約700万円程度の見込みでございます。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。浦川議員。

3番（浦川佳浩君）380万円の金額の妥当性というのを簡単に知りたいんですけども、1期工区で業者側が床を張りかえたと、そのときの金額は大体幾らぐらいやったのか、平方メートル数で言っていていただいてもいいですけど。

議長（重光俊則君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）あくまで参考ということで、実際は保険を適用しておりますが、340万円程度の金額になるかと思えます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）平方メートル数も大体同じような量を張りかえたというようなイメージですか。

議長（重光俊則君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）図上でもご確認いただけると思いますが、1工区、2工区ほぼ同規

模の工事となっております。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（重光俊則君）質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これをもって、北保育所大規模修繕工事の追加工事についての件を終了いたします。

次に案件6、永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑の指定管理者制度の導入及び駐車場有料化についての件を説明願います。山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）それでは、永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑の指定管理者制度の導入並びに駐車場有料化についてご説明させていただきます。

まず、1番、永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑の指定管理者制度の導入でございます。

（1）背景・目的につきましては、熊取永楽墓苑は平成19年度に935基で運用を開始し、平成26年度に70基の増設を行い、現在1,005基で運用を行っております。また永楽ゆめの森公園は、昨年11月21日の開園以降多くの方々に来園いただき、10月末現在で来園者数が26万1,238人となっております。

永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑の維持管理につきましては、現在、3名の管理人によって共同で行っておりますが、永楽ゆめの森公園におきましては住民サービスの向上及び経費の削減が図れる指定管理者制度の導入を検討しており、隣接する施設である熊取永楽墓苑においてもあわせて指定管理者制度を導入することにより、さらなるスケールメリットが図れることから、平成29年10月1日よりあわせて指定管理者による維持管理を開始するものでございます。

（2）対象施設につきましては、①永楽ゆめの森公園、②熊取永楽墓苑となっております。内容につきましては記載のとおりでございます。

（3）指定期間につきましては、平成29年10月1日から平成34年3月31日までの4年6カ月間としてございます。

（4）指定管理者募集方法につきましては、公募を行い、事業内容と金額等による総合評価を行うものでございます。

（5）選定委員会の設置につきましては、指定管理者候補者の公平な選定を行うため、町の附属機関として永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑指定管理者選定委員会（仮称）を設置いたします。委員構成につきましては、委員数を6名以内とし、学識経験者、住民代表、町職員での構成を予定してございます。

2ページをごらんください。

（6）導入による財政効果等につきましては、1点目として住民サービスの向上でございます。各種イベントの開催、スポーツスクールや大会などの企画・誘致、お墓の献花・線香等の販売など、記載のような事業を事業者から提案させることにより、集客や住民サービスの向上が見込まれるものでございます。2点目として、財政効果でございます。表のとおり、公園と墓苑を合わせた効果額は最下段合計のとおり649万9,000円となり、特に効果があらわれるのは職員人件費と臨時職員賃金等でございます。

次に、2番、駐車場有料化についてでございます。

（1）駐車場料金及び次の3ページの（2）駐車場の経費及び収入の推移につきましては9月28日開催の議員全員協議会にてご説明させていただいた内容でございますが、議員全員協議会におきまして、（2）駐車場の経費及び収入の推移の表のうち収入の駐車場料金について、1年目の収入合計を10年目まで同額として計算していたことから、議員より1年目と同額で推移するのはおかしい、来園者も減ってくると考えられることから近隣の公園を参考に再計算してはどうかのご意見をいただきましたので、同ページの下段に参考として記載しております阪南市のわんぱく王国の来園者数の推移を参考に10年間で来園者数を4割減と再算定したものでございます。結果として、3

ページ上段の表で右端10年目の欄の累計額が前回は1億1,460万円でしたが、約25%減の8,621万円となったものでございます。

しかし、下段の参考のグラフにもあらわれていますように、指定管理者制度の導入後は阪南市のわんぱく王国、岩出市のさぎのせ公園とも来園者が増加してございまして、本町におきましても民間事業者のノウハウを活用し、来園者が減少しないよう検討してまいりたいと考えてございます。

3番、指定管理者制度の導入及び駐車場有料化に伴う条例等の改正でございまして。

記載のとおり、条例改正が4件、規則改正が2件、規則制定が1件でございまして、条例改正の4件につきましては12月議会に上程させていただくものでございます。

4番、今後のスケジュールにつきましては、記載のとおり、29年4月1日実施の駐車場有料化、10月1日実施の指定管理者制度導入に向け、手続、またPRを進めたいと考えてございます。

以上で、永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑の指定管理者制度の導入並びに駐車場有料化についての説明を終わらせていただきます。

以上です。

議長（重光俊則君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）墓苑の指定管理について少し補足説明させていただきます。

本町において数カ所の施設を既に指定管理としておりますが、墓苑の使用は、単なる施設の使用とは異なり、永代にわたり使用される施設であることに鑑みまして、町長の権限を全て指定管理者に移行させるのではなく、法律で市町村の許可が必要とされている埋葬・改葬許可、また地方公共団体の専任事務とされている公示行為、罰則規定として過料を処する行為のほか、墳墓の使用場所の変更命令または返還命令、使用の取り消しなど重要な処分行為、特例の定めについては、指定管理者へ権限を移さず、町長の権限のままとし、通常の維持管理上必要となる行為、返還時に墳墓を原状に戻さない場合の代執行工事のみを指定管理者へ移行させたいというふうに考えております。

また、墓苑はあらかじめ使用許可を受け永代使用料、管理手数料を納めた者のみが利用する施設で、不特定多数の利用者増を目指す施設ではないこと、また、墓地事業特別会計は墓地基金と繰り入れ、繰り出しを行っていることから、永代使用料と管理手数料は指定管理者の収入とせず町の収入とし、地方自治法に定める手続を経まして収納事務のみを委託させることとしたいというふうに考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（重光俊則君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）2ページの財政効果のところ、職員人件費あるいは臨時雇い賃金等ということで指定管理に移行した場合にかなり金額が下がりますよという、そういう説明がなされているんですが、指定管理に移行した場合に熊取町の職員の人件費がゼロになるというのはそもそもまず理解できないという気が一つします。指定管理に移行したとしてもそれに対応する職員というのは必要になってくるわけで、職員人件費がゼロになるというのはどうも理解できない。

それと、臨時雇い賃金等ということで、臨時雇いの賃金で現在何名でしたか、3名か4名か置いておりますが、そういった人たちの人件費がこれだけ下げられるということは一体どういうことを根拠にして数字をはじき出しているのか、どうもそれが理解できないという気がします。その辺についてご説明願います。

議長（重光俊則君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）まず、指定管理者に行わせる業務の範囲になりますが、今現在我々町職員が行っております、例えば公園でいきますと使用許可に関する業務ですとか行為に係る料金の徴収等に関する業務ですとか、あと施設附属設備の維持管理に係る業務というのが全て指定管理者の業務ということになります。今こちらに表現しております指定管理者が指定管理を行った際に町職員の費用がゼロというのは、我々が今それを行っている部分を全て指定管理者に行わせるというこ

とになりますので、その業務に係る我々の人件費は削減できるというふうな表現になってございます。

それとあと、臨時雇賃金の減の分ですが、現在、臨時職員3名で対応してございます。ただ、指定管理になることで当然民間企業ということになりますので、まず基本的に2名の対応で可能であろうというふうに判断してございます。あと、土日祝の繁忙期につきましてはかなりの来園者も見込まれますので、2名ではちょっと厳しいかなというところで3名という積算をさせていただいてございます。その分の減額で約300万円の減というふうに計上させていただいてございます。

以上です。

議長（重光俊則君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）墓苑のほうからもちょっと補足させていただきます。

ここには指定管理者に渡す業務として書かせていただいております。墓苑のほうではどれぐらい人件費がかかるかというのを、作業によりましてこの作業は何時間、この作業は何時間という形で、それを積算して人件費の平均の金額をかけて時間で計算しておったんですけれども、今回指定管理者に渡す部分がここに書かせていただいております84万1,000円で、全体として要る分として環境課としての認識では99万6,000円、ですので11万5,000円分、これは職員がまだ事務が残っておるといことで、11万5,000円の人件費は残っております。この表の書き方としては、全部渡す分を書かせていただいておりますということでご理解いただきたいと思います。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）現在3名の臨時職員で対応しているけれども、指定管理に移行したら2名で対応可能だと、そこがちょっとわからないですけどね。来園者が多くて臨時職員3名にしているわけなんですけれども、2名で果たして大丈夫なのか。臨時職員だったら3名だけでも指定管理で2名でいけるというのがちょっと納得できないなという気がします。

それと、指定管理に移行することで現在やっている業務を指定管理の方に任せられる分、それを計算したらこの数字になったということなんですけれども、逆に、指定管理に移行することで新たに発生する事務、業務というのが多分あると思います。指定管理の方といろいろと交渉しなければならぬ、やりとりしなければならぬという、そういう事務も発生してきます。そういうことがここには加味されていないんじゃないんでしょうか。

議長（重光俊則君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）まず、1点目の3名から2名での対応が可能かということでございますが、特に現在、平日になりますと約200人から500人程度、それぐらいの利用者ということになってございます。現状見ていただければ200人から500人ぐらいの1日押し並べての数ということになってございますので、ほぼばらばらというような状態かというふうに考えてございまして、現在3名は常駐しておりますが、一定そこは指定管理のメリットといいますか、当然、今臨時職の方が3名で対応するよりは動きもよくなるのではないかというふうに考えてございまして、平日については2名で、ただ、当然ご指摘のように、土日祝の繁忙期につきましては現在でも2,000人を超えるような来園者が来ていただいておりますので、その日につきましてはやっぱり2名というのはいちよと厳しいというのは我々も認識してございます。その日の分につきましては、実績を加味させていただきまして1名増の3名という積算をさせていただいているところでございます。

あと、2点目の我々に残る業務ということになりますが、基本的にここに表現しているのは指定管理者に渡す業務を積算させていただいて、それが全体合計で388万2,000円かかっていたのが、要は我々の業務がなくなるのでゼロということになります。ただ、議員ご指摘のように、当然例えば指定管理の契約ですとか日々の報告に関する我々の点検ですとか、そういうのは残りますが、そういう業務につきましてはここに人件費として減額できる分としては計上してございませぬので、一定今のまま残るといふような考えでございまして、

以上です。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）指定管理の導入というところで一番期待したいのは永楽ゆめの森公園の活性化です。町管理ではなくて指定管理になったがゆえに、だからこそこできるいろんなイベントとかいろいろな収益というものに取り組んでいただきたいなというのが希望としてありまして、ここには財政効果としては上がってきていないですが、そういったメニューも指定管理ですることによっていろんな事業ができる分が入ってくるかと思うんです。

2ページの上にある導入による財政効果等ということで、①のところにもいろいろイベントやスポーツスクールの大会とか、献花とか飲食店等の誘致等とかあるんですけども、飲食店とかいうのも前から言っています。今、商工会の方が声かけしてやっていただいてやっているとかいう、ブースを設置してと言っていますが、その辺のところとかをもっと活発にできるように推進してもらいたいですけれども、そういった分の費用というのは、また指定管理によって収益を上げた分は町にも何ぼか入ってくるか、そんな辺の話とか、そういったものは指定管理の契約の中に盛り込まれて、そういったメニューをいっぱい盛り込んでくれる方を指定できるとか、そういったことをどのように考えておられるのか、教えてください。

議長（重光俊則君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）今、議員ご指摘の導入による財政効果等ですが、まず、今ご指摘いただいたのは1番の住民サービスの向上という欄になります。その分につきましては、まず指定管理者のほうから自主事業として提案させる項目になってございますので、当然それに係る費用も事業者の費用で行うことになりますし、あと、例えばそこで収益が上がった場合、それは事業者の収入ということになりますので、一定そこで町が収益を上げていくというものではございません。ただ、それに係る来園者がふえたりとかいう場合になりましたら駐車場の使用料なりが予想よりも上回っていくということになってこようかと思っておりますので、そのあたりの収入は当然町のほうに返ってくるというふうな認識を持ってございます。

以上です。

議長（重光俊則君）よろしいですか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）何かそれやったらちょっと残念だなという感じがあるんですけども、やっぱり飲食店等というところでもう少しそういった町の活性化を含めて、そういったものも町に、駐車場だけの収入ではなくて、何かほかに収入としていろいろ、体育館、ひまわりドームは何かそういう収入が上がった場合は町にも返ってくる分というのがありましたよね。そんなふうにはできないんですか。

議長（重光俊則君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）ひまわりドームにつきましては、その施設自体の使用料というのが収入ということになってこようかと考えてございますので、当然、利用率が上がればその分は一定町にというふうな契約になっているというふうに我々も認識しておるんですが、この公園につきましては入場が無料ということになりますので、そこで収益を上げるというのは基本的には考えとしては持ってございません。先ほども説明させていただいたように、来園者がふえれば、今90%以上の方、ほぼ100%に近い方が車でご来園いただいておりますので、その分の駐車場収入というのは予想よりも上回っていかうかというふうに考えてございます。その分の収入が町のほうに返ってくるというところで、町自体がそこで何か事業をしてというのではなく、これはもう指定管理者制度自体の考え方になるかと思うんですけども、一定民間企業がそこで何かを事業するというのがベースというふうに考えてございますので、町として収入として得られるのはやっぱり駐車場収入かなというふうに考えてございます。

以上です。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。佐古議員。

10番（佐古員規君）ちょっと補足ですけど、その収入は広告収入等も踏まえてしっかりやっていただ

きたいなと思います。

僕の質問ですけれども、3ページの駐車場の経費及び収入の推移の表の中でランニングコスト、これの内訳は何が入っているんですか。

議長（重光俊則君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）こちらにつきましては、駐車場を有料化することによりまして機械のほうで料金を徴収するような形になってきます。それに係る維持管理は機械メーカーへ委託する予定となっておりますので、その分の年間の委託料ということになります。その委託の中には当然、駐車場料金の回収ですとか、あと機械の補修、緊急時の対応等が含まれた契約になるということになります。

以上です。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）これ、左側の財政効果のところの下に駐車場料金システム保守管理委託料194万円とあるんですけれども、それプラス何か入っているということですね。

議長（重光俊則君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）2ページの②財政効果の表の一番下、駐車場料金システム保守管理委託料、こちらに計上させていただいています194万4,000円につきましては、今ご説明させていただきました機械に係る保守管理の委託料ということになってございます。あと、こちらのランニングコストにつきましては約50万円の差というのが発生しているんですが、これにつきましては、トンネルを出たところに臨時駐車場というのを設けてございまして、これは繁忙期の駐車場が満車になった場合は今現在あけておるんですが、そちらも当然有料ということになりますので、そちらに車を入れた際には人による徴収というのを予定してございます。その徴収員の人件費が必要となってきますので、その分を計上させていただきまして約50万円上乗せさせていただいているということになります。

以上です。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）それは、前の説明でもあったんですけれども、どのぐらいの感じで計算されているんですか。繁忙期のときだけとか土日とか。

議長（重光俊則君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）まず、繁忙期ということになってございますので3月から5月、あと、11月につきましては土日祝は必要かというふうに考えてございます。10月、12月、1月、2月につきましては土曜日を除きまして日曜、祝日のみあけるというふうに考えてございまして、あと、夏期間の6月から9月までは基本的に臨時駐車場はあけないということで、これは今年度の実績から計算させていただいたものでございます。

以上です。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）そのランニングコストの中には警備員の増員とかそういった費用というのは含んでいないわけですね。人件費のほうに、警備委託料のほうに含んでいるんですよね。要は何が言いたいというたら、当初、駐車場を有料化するといったときに繁忙期でお客さんが多過ぎたと、多く入り過ぎて車が渋滞して、それによる警備員の経費が異様にかかるんやということの話が発端だったかなと思ってるんで、それもここの中に入っているのかなと思っただけなんですけれども、それがなかったんでちょっとお聞きしました。

議長（重光俊則君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）それにつきましては、下から2段目、警備委託料の582万円というところで交通整理に係る警備員の分は計上させていただいてございます。ただ、これは現在の実績に基づく数字を計上させていただいているものでございますが、当然4月から有料化ということになり

ますので、今、駐車場の案内ですとかをやっている警備員というのも一定不要になるかというふうに認識してございますので、実際、指定管理者の公募までには再度金額を精査させていただいて、不必要な分につきましては減額できるものというふうに考えてございます。

以上です。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）財政効果のところちょっとお伺いしたいんですけれども、指定管理の2,475万円あるかと思うんです。今、現状は警備の委託であったりとか剪定であったりとかいろいろばらばらのところに依頼されているのかどうか、その現状を教えてくださいいいですか。

議長（重光俊則君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）表でいきますと、一番上の人件費というのは我々の分になりますので、2番目の臨時雇賃金というのは、臨時職員を採用させていただいていまして、現在は3名常駐させてもらっています。あと、消耗品等につきましては当然公園とか墓苑で必要になる消耗品ということになりますので、現在は管理人のほうから我々にこういう資材が欲しいとか、そういう連絡が来ますので、我々で購入して現場へ届けているということになってございます。あと、光熱水費につきましては電気代、水道代ということになりますので、我々で会計処理させていただいている分になります。損害賠償保険料につきましても、これも事務的なことで我々の事務ということにさせていただきます。植木等剪定委託料、これにつきましては、草刈り等も含めまして入札による業者委託をさせていただいているところでございます。

あと、公園施設点検等というところで、これにつきましても業者のほうに入札で点検を委託させていただいているところでございます。ごみ収集等委託料、これにつきましてはごみ収集業者にお支払いさせていただいている我々の事務ということになります。警備委託料、これにつきましても我々が警備会社と契約させていただいていまして、我々の事務ということになります。あと駐車場料金システム保守管理委託料につきましても、これはまだ4月以降のことになりますが、基本的には我々が契約して業務をするということになりますが、指定管理した後は、今説明させていただきました我々の業務というのが全て指定管理者の業務ということになるかというふうに考えてございます。

以上です。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）すると、指定管理業者に実際に任せるといったような場合は、ざっくりでいくと2,475万円の財布を渡して任せるといようなイメージでしょうか。

議長（重光俊則君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）管理に係ります必要経費としては2,475万円が一応上限額になろうかということで、ただ、当然複数の業者も考えられますし、金額については入札ということになってこようかというふうに、判定は総合判定になりますが、業者のほうは一応何ぼか低いというか、下げた額で入札してくるのが通常かというふうに考えていますので、その落札減分というのも一定見込まれるのかなというふうに考えてございます。

以上です。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）そうすると2,500万円を業者に渡して、そのやりくりは指定管理者が例えば今の警備員の人数をちょっと減らしてこの日は剪定に当たるとか、そういう感じでいろいろやりくりは業者に任せるといようなイメージですよね。

議長（重光俊則君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）基本的にはそういう形になろうかというふうに考えてございます。

ただ、先ほども説明させていただきましたように、常駐する職員の数ですとか、一定そこは平日2名と繁忙期は3名というふうに縛りをかけたいというふうに考えてございます。例えばそこが業

者の判断で1名になったりとか、それは基本的に契約違反ということになりますので、一定そこらの縛りはかけたいと思いますが、ほかの維持管理にかかるのは業者の裁量でもらうことになるかというふうに考えてございます。

以上です。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）それと、もうちょっと細かい話をさせていただくと、消耗品というのは具体的にどういったものですか。これは毎年毎年150万円発生するものなのか、お願いします。

議長（重光俊則君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）これは、例えばトイレトペーパーですとか、あと洗剤類とかいうのもございますし、消耗品につきましては多種いろいろございますので、一定実績としてこれぐらい上がっているということで計上させていただいているものでございます。清掃道具ですか、あとコピー機のトナーでありますとか、一応今までの実績で必要とされるものを積み上げて計上させていただいているものでございます。

以上です。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）当然、開園してから間もないところで、最初はたくさんのもが必要になってきて、今後、指定管理業者に2,500万円渡すのか2,200万円をお願いするのはまた検証されていくというようなことですね。

議長（重光俊則君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）今のところ、上限額につきましては2,450万円として発注したいというふうに考えてございます。あとは業者の企業努力といいますか、何ぼ下げてくるかというのは業者の判断になろうかと思しますので、一定我々として出のほうの上限額というのは2,475万円程度というふうに考えてございます。

以上です。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）駐車料金の表のところなんですけれども、駐車料金が一定ずつ減っていつているんです。参考資料でわんぱく王国のところ、もう3年目から大体4割減になっているんで、ここの表のところも3年目から4割減にしておいたほうが、見ておくほうがいいかなと思うんですけれど、その辺は厳し過ぎると思うのかどうかを。

議長（重光俊則君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）あくまでも参考値ということで挙げさせていただいてございまして、実際、わんぱく王国につきましては、一番下がったときには当初開園時より6割ほど下がってございます。ただ、なぜ上がっているか。その後、最終的には4割減程度になっているんですが、それがなぜ6割まで下がった後上がるかという、指定管理業者を導入して、やはり民間のノウハウを入れることによって来園者も復活というか、また回復しているという現状がございまして。

前回の議員全員協議会のところでご指摘いただいたように、一定収入が変わらないというのはちょっと欲張り過ぎといいたいまいしょうか、違うかというご指摘をいただきましたので、わんぱく王国の開園時と現在の4割減というのを参考にさせていただきまして4割減というふうに徐々におりていくというふうな推計をさせていただいたものでございます。決して4割になりますという表ではなくて、あくまでも推計としてそういう数字を想定しているということで、当然、来年度も今年度と変わらないような来園者が来ていただけるように努力していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）わんぱく王国のところでいったら、指定管理者導入の前年から少し来園者が多くなっていますよね。なので、その辺どうなるかと、熊取町で全く同じ動きをするかというのはわから

ないんですけども、その辺もうちょっと厳しく見ておいたほうがいいんじゃないかなというところ、結局、管理費用で駐車料金を取ったとしても、多少ましにはなりますけれど駐車料金で賄えないですね、管理費用は。その辺は、2,475万円をゼロに近づけるとすればどんな方法……。何か考えていますか。

議長（重光俊則君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）もともと我々が管理する施設には維持管理費というのは当然必要になってまいりますので、全くゼロにできるというのは前提としては持っておらないんですが、駐車場料金の1,800万円というのも我々としては余り欲張った数字ではないというふうに考えてございます。ただ、有料になりますと若干の来園者の減というのも見込まれるのは事実でございますので、実際どれぐらいの来園者数を確保できるかというのは、現在想定としてこれぐらいというふうに考えているところでございますが、当然、来園者が減らないようにサービスの向上に努めて、来園者を確保していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。浦川議員。

3番（浦川佳浩君）今度、駐車場の料金について話したいんです。前回の議員全員協議会でもお伝えしたんですけども、駐車場の料金をするということに賛同した人たちは、やっぱり公園のバージョンアップをしてほしいという希望もあって料金に賛同するというふうにされた方も多いと思います。そんな中で、水遊び場というのを夏場の熱中症対策、さらにいうと駐車場の料金も1,800万円に近づけていくためには非常にいいツールなんじゃないかなというふうに私は考えますが、その辺のところは今、進捗はどうなんでしょうか。

議長（重光俊則君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）議員の皆様からも特に水遊び場というのはご指摘いただいているところでございますので、一定調査研究をさせていただいております。ただ、実現するかどうかというのは総合的に判断させていただきたいというところもございまして、今この場でつくりますというのはお答えできないんですけども、それにつきましては総合的に判断させていただきまして、必要ということであれば前向きに検討していきたいというふうに考えてございます。

ただ、まだ新しくできた公園ということでございますので、できてすぐに改修なり増設なりというのはちょっと難しいところもございまして、その辺も含めて総合的に判断させていただきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。浦川議員。

3番（浦川佳浩君）一つ提案なんですけれども、駐車場のアンケートで8割は熊取町外の人が利用されているというような結果が出たと思うんです。受益者負担、公平性という部分でいくと、駐車場の料金化というのは私は大いに賛成したいなというふうに思っているんですけども、いわゆる公平性といった部分で見ると、町内の町民の皆さんは駐車場の設置、公園の利用に関してはもう既に税金をたくさんお支払いいただいて、その上で公園ができたというふうに思っていますが、町内以外の人、近隣他市の人たちはいわゆる税金を払わずに公園を利用されているという現状があります。そんな中で、年に1回広報紙とかに挟んで駐車場の1日無料券というようなものを、自治会に入っている方限定になるかと思っておりますけれども、そういった券を使われて、公園を利用されていない方はまだまだたくさんいらっしゃるかと思うんです。そんな中で、そういった駐車券、無料券があるんやったらちょっと1回行ってみようかとか、町民の人ばかり負担で、ほかの近隣他市の人たちが利用しても全然あいつらお金を払ってないやないかというような声もやっぱりあるかと思っておりますので、その辺、駐車場の無料券、年に1回利用できるとか、そういったものを一度検討していただいて、町民のメリットというか、そういったところもぜひご検討いただきたいなというふうに思います。

議長（重光俊則君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）その件につきましても前回よりご指摘いただいているところでございますので調査研究しているところでございますが、ただ、機械式の料金システムということになりますので、今の段階で町内、町外を判別するというのはちょっと難しく、機械的には難しいのかなというふうに考えてございます。

ただ、2点目のご指摘の例えばサービス券を配ったりですとかそういうことにつきましては、当然来園者の増というのを見込める事業やというふうに考えてございますので、一定、指定管理業者が決定しましたら、例えばそこで提案される事業に絡めてその日は例えばサービスで無料にするとか、例えば1時間無料券をお配りするとか、そういうふうなのを含めて指定管理者と協議の上、進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ここで、議事の都合により、一時議事の進行を副議長にお願いします。

副議長（鯉谷陽子君）議長から指名がありましたので、一時、私が議事を進行いたします。

それでは、重光議員。

2番（重光俊則君）今、資料によって説明があるんですけど、非常に大きな問題があることを2つ聞きたいと思います。

まず一つは、先ほど浦川議員からありましたが、指定管理にしたら現状3,124万円が2,475万円になると、こういうことを言っておられますけれども、これは、職員の388万円を指定管理者にしたらそれがゼロになる。臨時雇い賃金が現状の924万円が663万円になると。だったら現状で今できるはずですよ。それをできない、指定管理にしたら2,475万円になる、これは、これをざっと見て、ほかのところは切れるところはないわけですよ。光熱費にしても植木剪定にしてもごみ収集、警備委託、駐車場料金、どこも切るところがないのに臨時雇い賃金だけ3人を2人にする、これは、指定管理者になったらそれができる会社があるということのめどがあるわけですね。それから、今の町の職員に388万円かかっている費用、これはなしで指定管理者がこの仕事ができるという見込みを出しておられるんですが、これは非常に疑問がある。

左上に住民サービスの向上、各種イベントの向上、スポーツスクールの企画、献花、飲食店の誘致、そういう業務を指定管理者がせないかんわけですよ。これをまとめて2,475万円ですという、指定管理にしたら公園の管理費がこれだけ下がりますということをお願いがためにという、極端な言い方をしますと私はそういう言葉を使いますけれども、そのために指定管理にしたらこれだけできるんですよと、だったら今すぐでもできるのにというのは、私はこれ無理だと思うんですよ。

今の人員で臨時雇いの人が3人おられますけれども、繁忙期にいろんなところの遊具で危ないところをちゃんと見て回っていない。滑り台、ジャンピング、それからブランコがありますよね。そういうところへ常時、多忙なときに一人も監視が立っていない状況がありますよ。そういう状況なのに、指定管理でまださらに人員を減らしてできるというようなことを考えておられる。だから、今の職員人件費を外して、さらに臨時雇い賃金だけで左上のサービス向上と今の管理ができるという、そういう会社があると思われているのかどうか、それがあつたら、どれぐらいの規模の会社でそういうことを委託したらこの管理も含めて、多分、非常に大きな会社じゃないとこんなことはできないですよ。だから、どういう規模の会社を念頭に置かれておられるのかということ、指定管理にしたらこれだけ下がるという見込みをおっしゃっているのか、それを説明してください。

副議長（鯉谷陽子君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）まず、管理人が3名から2名になって可能かということをおっしゃっている内容でございますが、先ほどもご説明させていただいたように、特に平日につきましては今現

状3名で対応してございますが、おおむね2名で十分かなというふうな業務内容というふうに認識してございますので、平日については十分対応可能かというふうに考えてございます。あと、繁忙期につきましては当然3名というふうに計上してございますので、当然そこを計上しているということは3名体制で取り組んでいただくのが前提条件ということになってございます。

あと、条項の中には3名以上という表現をさせていただこうというふうに考えてございまして、3名で無理やということになれば当然人員の配置、増員等をするというような条項で公募をかけさせていただこうというふうに考えてございますので、一定そこは、我々の雇っている臨時職員と民間の職員のちょっと差が出る場所についてはいたし方のないところかなと。我々は、それに期待して民間を導入して指定管理したいというのが前提というふうに考えてございます。

副議長（鱧谷陽子君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）ちょっと何点か補足をさせていただきます。

まず、職員がゼロにはならないという点でございますけれども、現在の実績値で実働を積み上げてございます。担当者が例えば毎週月曜日、週1回定例指示を行う、日常管理は1日当たり0.5日とか、グループ長はこれも0.5日、課長補佐は0.3日、課長に至っては0.2日ということで、臨時職員を雇うに当たりまして当然、年度当初に面接とか、そういった選考過程で課長とか課長補佐が実質的に何日行ったというのは実績で積み上げてございます。この職務が今度、公募によって指定管理に投げることによって、苦情対応を初めこういった業務が全くうちの事務としてはなくなると。当然、苦情対応云々の中では施設管理者としての苦情等、これについては全く無視できませんけれども、ほとんどの日常的なこういった公園に対する維持管理的な事務については指定管理者に委託できるという意味合いから、数字をはじいて一応0円というふうにさせていただいております。

あと1点、すみません。そしたらこういった業務で業者が幾らぐらいでというご質問なんですけれども、まだこれから募集要項をつくって募集していく中で、現時点では具体的にこうだということはちょっと申し上げられません。正式な折衝ではないんですけれども、ある一定の業者のほうからもやってみたいという声は聞いております。本町におきましては公園の指定管理は初めてなんですけれども、隣接する泉佐野市とか岸和田市とか、あと府営公園でもかなりの実績がございまして、そういったところはいろんな企業をJVの形にしたりとか、そういった形での公募というのは期待できるかなというふうに今のところ考えてございます。

副議長（鱧谷陽子君）重光議員。

2番（重光俊則君）これぐらいのお金でやってくれる業者があれば、それは選定をぜひともしていただきたいと思いますが、一番根本として、今の管理費で2,500万円かかっている、これを1,200万円の駐車場で吸収する、それ以外は常に赤字を出しながらこれを運営していかなあかんわけですよ。それに対して今考えたら、一番頼りになるのは、いろんなことでもし町ができないのであれば、指定管理者がこれをベースにいろんな事業を展開して、少なくとも2,500万円、3,000万円私にかかると思いますけれども、その中で1,200万円しかほぼ駐車場料金の収入がないとしたら、残りの部分を稼げるようなものを考えていくというのが、本来、今までやったら町がやらなあかんことをやっていない、だからできない。そこをどうして、このままの状態ですら駐車場料金だけの収入だけでこの事業を何十年も維持していくのかと、そういう基本的なこと、この赤字解消をどうするんだということを考えておられるんですか。町長、副町長、どうなんですか。

副議長（鱧谷陽子君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）先ほどもちょっと課長のほうから申し上げましたけれども、必要な維持管理費をゼロまで持っていくという当初の町の考えはございません。と申しますのが、もともと町の都市公園ということもございまして、自治体の管理運営する公園でございまして、これが民間企業の有料の公園となれば、当然採算性からそういった経費面、これはもう必ずもうけるということになるかと思いますが、現時点では町が管理する都市公園という前提もございまして、ただ、維持管理費が年間2千何がしかかかると、少しでもこの維持管理費を軽減したいというところもござい

まして、今回の駐車場の有料化並びに指定管理へ委託して、少しでもそういったお客さんを呼べる、来客者数が減らないイベント等を考えていただいて、できるだけ維持管理費を軽減したいというのが目的でございますので、ご理解賜りたいと思います。

副議長（鱧谷陽子君）重光議員。

2番（重光俊則君）一言だけすみません、言います。

この公園計画のとき、公園運営管理費は700万円でございますと公言されていますよね。これが実際は今3,100万円かかっているわけですよ。この公園を設置したときに、この公園は700万円の費用でございますよ、それだったら駐車場をとったら十分黒字になる。だけどそうじゃない、10年の変化を考えたらさらに五、六百万円上乘せになりますから、これは大きな赤字を背負って熊取町が事業をしていかなあかんわけですから、当初、収入を見込んでいないと考えていますけれども、やはり受益者負担等を考えて、この公園で2,500万円の赤字をしていくのか、じゃ教育にける金をこっちで全部使ってしまうのか、それでいいのかということが熊取町に問われるわけですよ、職員と議員に。そういうことにちゃんと答えられるようなことをしないと、今、だから駐車場しか収入していないし、これだけの赤字はしょうがないと思っていますというので僕は済まない状況にあると思いますので、ぜひ町長、副町長は、きょうの答弁はいいとしても、考えていただきたいと思います。

以上で終わります。

副議長（鱧谷陽子君）町長 藤原敏司君。

町長（藤原敏司君）重光議員がおっしゃるとおりです。これは、もう当初から赤字覚悟の上の皆さん方の判定で設立したゆめの森公園です。そういうことは当然わかっているはずのことです。だから今、その赤字幅をいかに削減していくか、経費をいかに最小にしていくか、そういうことを皆さん方で考えていかなければならないと。もちろん理事者サイドでもそれは考えます。だからそれは、一方的に聞いている話の論証では一方的に理事者に責任があるということではないはずなんです。だからその辺を踏まえて、やはり皆さん方の協力を得ないとこれは成り立っていきませんよ。いろんなご意見がありますけれども、皆さんこの事実を共有化してもらって、その中でお互いが意見を出し合って考えながら経費を最小にする方法を考えていきたいと思っています。

理事者も一生懸命やっています。執行部側もやっています。それを言いたくはありませんけれども、その辺はどうぞお互いの立場も考えて協議を進めていっていただきたいと、そのように思いますので、よろしく願いいたします。

副議長（鱧谷陽子君）重光議員。

2番（重光俊則君）今、藤原町長がおっしゃったことは十分理解しております。今この問題を今提案している事項だけで片づけるのではないということ肝に銘じて取り組んでおられるということがあれば、この赤字の問題をどう解消していくかというのは議員自体も回答を出せるような支援をしていかなあかんわけですよ。一体となっていないといけないんですけども、この計画ありきで、この計画で全とうまくいくんですよというような姿勢の答弁が多々幾つか見られたから私は申し上げたんで、藤原町長が言われたように、これはこれだけの赤字事業であるということであると自覚して理事者側も取り組んでいることであれば、お互いに意見を出し合ってこの赤字をどうやって解消していくか、そういう方向での議論がないと、こういう新しい提案に対していろんな意見がありますけれども、それをお互いに意見を出し合って解決策を探していくことはぜひ必要だと思いますので、藤原町長がおっしゃったことは100%それは賛同いたしまして、議員もしっかりとこれに対応していきたいと思っています。

副議長（鱧谷陽子君）町長 藤原敏司君。

町長（藤原敏司君）これだけはわかってください、皆さん。

執行部側と議会の皆さん方、皆さん方の賛同がなければこれはできていないんです。そういう自覚だけは持ってください。私からのお願いです。

以上です。

副議長（鱧谷陽子君）副町長 中尾清彦君。

副町長（中尾清彦君）町長が申し上げたとおりなんですけれども、基本ちょっと気になった点がありまして、議員のほうから赤字経営という話がありました。これは、いわゆる福祉事業でございます。当然、赤字という話でしたら特別会計でもっているんな、一般的な話としてというのはそういうことです。水道事業であったり国保であったり、その場合は赤字というのは適切な言葉だと思いますけれども、それを言い出すとひまわりバスにしたってひまわりドームにしたって全て赤字経営という話になりますから、そのところはやはり利用者の利便あるいは福祉の向上という視点でやっている事業ということで、ご理解いただきたいと思います。

副議長（鱧谷陽子君）重光議員。

2番（重光俊則君）今の副町長の弁は、確かに赤字という言葉を使うということになってはいますけれども、永楽ゆめの森事業を想定した場合に、その事業にどれだけの金がかかってどれだけの金が出ていくかと考えた場合は、その事業自身のバランスがとれているかどうかを考えるときに赤字、黒字という言葉を使ってもおかしくないんですよ。そういう一つの事業の評価として私は赤字というのを使ったわけで、今、永楽ゆめの森事業は事業として事業体がないから、そういうバランスの話じゃなくて、一般的に一つの事業をしたら、永楽ゆめの森事業がバランスがとれた事業なら、黒字で経営されている事業なのか赤字で経営されている事業なのか、それを考えるのは当たり前の話であって、そういうことを言っているのにひまわりバスの事業がどうのこうのということと比べられると遺憾ですよ。

永楽ゆめの森、これは事業なんです、一つの。そこでそれが足りない金を一般会計から使っているようなことも含めて、その事業のバランスを考えての発言です。先ほどの副町長がおっしゃった発言はなかったことにしていただきたいぐらいの気持ちであります。

副議長（鱧谷陽子君）すみません、ちょっと議論が反れているかと思しますので、またそれは後ほど議論していただきたいと思います。よろしく願いいたします。泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君）バランスの観点からいいますと、確かにかなりの多額な費用をかけて公園づくりをやらせていただいたということで、私も感謝していますけれども、この1年間で26万人のお客さんが来られているというところから見ますと、今まで熊取町にお越しにならなかった方々も熊取町のことをご存じになっていただいたということでは、バランス的には十分とれているのかなと今のところは考えてございます。

それで、来園者につきましても、今年11月に入ってから休みの日でもいい天気の日でしたらやっぱり2,400人ぐらい、渋滞も発生する状態にまた回復してきてございますので、できれば、私の希望としましては年間20万人程度、横ばいで推移させていきたいなというところで、今後どうしていくかというのは指定管理も含めた中で検討していきたいと考えてございますし、先ほど、人が来てもらうには水場の整備とかいろんなご意見をいただいてございますけれども、やはり何年かすれば人も減ってきます。そのときにどういう仕掛けをするかというのは、今後長い目で見た中で整備計画等も立てていきたいなと考えてございます。

それとあと、ここには出ておりませんが、収入としましては自販機が今4台で230万円程度でございます。この自販機もちょっとふやしたいなと考えてございますし、私どもも今、重光議員が言われたように、この差額というのをどう埋めていくかというのは今後も努力してやっていきたいと考えていますし、そのための指定管理の導入であって、アップーは決まっていますけれども、ここからどれだけ下げてきていただいて、どういうサービスを提供していただくかというのを今後、募集の中で点数表示であらわして決めていこうかなというところでございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

副議長（鱧谷陽子君）それでは、以降の議事の進行は議長にお願いいたします。

議長（重光俊則君）以上で質疑を終わります。

これをもって、永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑の指定管理者制度の導入並びに駐車場有料化

についての件を終了いたします。

以上で、本日の案件は終了いたしました。

その他、何かご報告等があれば承ります。

道端人事課長から平成28年人事院勧告への対応についての説明があります。

人事課長（道端秀明君） それでは、平成28年人事院勧告への対応につきましてご報告させていただきます。

お手元の1枚資料をごらんください。

平成28年8月8日付で人事院から国家公務員の給与に関する勧告が行われました。本町につきましては、従前より国公準拠の観点のもと、人事院勧告に準じまして給与制度を改定しておりまして、今回においても同様の対応を行うものでございます。

それでは、1番をごらんください。民間給与との較差に基づく給与改定、平成28年度対応分でございます。その下に人事院が全国の民間事業所を調査した結果を記載させていただいております。月額給与で民間が41万1,692円、国家公務員が41万984円となっており、国のほうが民間と比較しマイナス708円となっております。賞与のほうでは民間企業が4.32月、国家公務員が4.20月となっております、国のほうが民間と比較してマイナス0.12月となっている状況でございます。

このことを受けまして、本町におきましては人事院勧告に準じた対応を行うものでございまして、改定内容といたしましては、その下の①給料表の改定、平均引き上げ率0.2%、②といたしまして賞与（期末、勤勉手当）の支給率の引き上げ、年4.20月から4.30月とするものでございます。

その下の支給率表をごらんください。平成28年度の欄でございますけれども、一番右端の12月期、いわゆる12月ボーナスと呼ばれるものでございますが、こちらにつきましては下線部分のとおり、勤勉手当を現行0.80月から0.90月まで0.10月引き上げ、そして下の段、平成29年度以降は6月と12月におおの0.05月配分し直して引き上げるものでございます。

続きまして、2番、給与制度の見直しによる改定、平成29年度対応分についてご説明させていただきます。

民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえまして、国に準じて扶養手当制度を見直すものでございます。

改定内容といたしましては、1番目といたしまして配偶者に係る扶養手当の引き下げ、2番目、子どもに係る扶養手当の引き上げでございまして、平成29年度から国に準じて段階的に実施し、最終的には平成30年度に完成となります。具体的な手当の金額につきましては、下段の表をごらんください。配偶者の扶養手当につきましては、現在一月1万3,000円でございますけれども、29年度は1万円、30年度以降は6,500円となりまして、子の扶養手当につきましては現在毎月6,500円が29年度8,000円、30年度以降は1万円となるものでございます。なお、それ以外の扶養に係る父母等につきましては、改正はございません。

続きまして、裏の2ページ目をごらんください。

3番目、改正が必要となる条例につきましては一般職職員給与条例でございまして、この12月議会に改正条例を上程させていただく予定でございます。

4番目の施行日につきましては、月例給、毎月の給料の分につきましては平成28年4月1日から遡及して適用、賞与につきましては12月1日から同じく遡及して適用となりまして、遡及により生じる差額分の給与につきましては平成28年12月27日に支給予定とさせていただきたいと存じます。最後に、扶養手当につきましては平成29年4月1日から適用の予定でございます。

続きまして、5番目をごらんください。特別職及び議会議員の皆様に係る改定についてでございます。

特別職、議会議員の方につきましても、従前より一般職職員の給与改定に準じて改定を行っておりますので、今回も同様の改定を行うものでございます。

改定内容といたしましては、一般職と同様、賞与、いわゆる期末手当の支給率を0.10月引き上げ

るものでございます。引き上げ内容につきましては、表の中の下線部、28年度の12月期につきまして0.10月引き上げて、29年度以降は6月と12月に0.05月引き上げさせていただくものでございます。

改正が必要な条例といたしましては、常勤特別職職員給与条例、議会議員報酬等条例でございます。こちらも一般職と同様、12月議会に改正条例を上程させていただきたく存じます。施行日につきましては平成28年12月1日から適用いたしまして、差額分の期末手当につきましては一般職と同じく12月27日に支給させていただきたく存じます。

最後に、必要な人件費の予算関係につきましても、今回の12月議会に補正予算として上程させていただく予定でございます。

以上で、平成28年人事院勧告への対応についてのご説明を終わらせていただきます。

議長（重光俊則君）報告を一応全て最後までしていただいて、もし二、三質問があれば承るということで行きたいと思っております。

次、建設工事における入札制度改正について田宮総務部理事から説明があります。

総務部理事兼契約検査課長（田宮克昭君）それでは、2点目の建設工事における平成29年度入札制度改正案についてご説明申し上げます。

お手元にレジュメが1枚ございます。それをごらんいただきながら聞いていただきたいと思います。

建設工事における入札制度につきましては、平成20年度に入札制度改革を実施いたしまして、競争性、透明性、公平性を確保し、適宜制度の改正を行ってまいりました。また、9月議会におきましてご答弁申し上げましたとおり、町内に本店を置く町内業者をまず最優先と位置づけたものとして運営するものとし、町内業者のさらなる受注機会拡大並びに育成を図るため、入札参加資格申請要領及び入札関係要綱等の改正を行うものでございます。

改正項目及び内容につきましてでございますが、まず1点目は発注区分の登録業者数の改正及び建設工事に係る発注区分の見直し、2点目が指名競争入札における業者選定方法の見直し、3点目に指名競争入札要綱第8条第2項第4号の運用基準の見直しを行うものでございます。

具体的な改正内容でございますが、1点目の登録業者数見直しについてでございますが、町内業者のみ登録業者種数を現行の3区分から1区分追加し、4区分とするものでございます。発注区分につきましては、発注区分の土木一式を分割いたしまして舗装、造園の発注区分を新たに設けるもので、3区分に分割するものでございます。発注区分の分割に伴いまして、舗装または造園業種への登録が可能となるよう町内業者につきましては発注区分を1区分追加するものでございまして、準町内業者、町外業者の発注区分の登録数は1業種で据え置くことにより、町内業者の受注範囲の拡大につながるものでございます。

2点目の業者選定方法の見直しにつきましては、現行では町内業者と準町内業者を優先し、該当する案件につきましては毎回選定を行っておりましたが、改正案といたしましては、毎回選定するのは町内業者のみとし、準町内業者及び町外業者につきましては該当案件につき1者以上の必要数を選定することといたします。

3点目の熊取町指名競争入札要綱第8条第2項第4号の運用基準の見直しでございます。こちらにつきましては平成27年度より設けたものでございますが、年間の発注見通しのおおむね4分の1の案件につきましては町内業者及び準町内業者のみを選定することとしている基準でございます。これを、平成29年度からについては優先する対象は町内業者のみとし、案件数については年間発注見通しのおおむね2分の1まで引き上げるものでございます。

以上で、建設工事における入札制度改正案についての説明を終わります。

議長（重光俊則君）次に、藤原生活福祉課長から臨時福祉給付金（経済対策分）の概要について説明があります。藤原生活福祉課長。

生活福祉課長（藤原孝二君）それでは、臨時福祉給付金（経済対策分）の概要について、お手元のA4判の資料によりましてご報告いたします。

この臨時福祉給付金は、平成26年4月の消費税率の引き上げによる低所得者への影響を緩和するため、税制抜本改革法に基づき実施されてきたものでございまして、今回で4回目の給付となるものでございます。今回の目的には、社会全体の所得と消費の底上げが追加されております。支給対象者につきましては、これまでと同様に市町村民税の均等割が課税されていない方ですが、課税されている方の扶養親族や生活保護の被保護者等は対象外となっております。本町での想定対象者数につきましては8,100人、支給額につきましてはお一人につき1万5,000円、対象期間は平成29年4月から平成31年9月までの30カ月分となっております。現在受け付け中の給付金の5倍の期間で5倍の金額となっているものでございます。基準日は平成28年1月1日で、この日に本町に住民登録があることが必要となります。本町での受け付け開始日は平成29年4月10日、申請期限は平成29年9月11日までの5カ月間を予定しております。

この給付金事業の実施に必要な事業費及び事務費に係る補正予算、繰越明許費補正を平成28年12月議会に上程させていただくこととしておりまして、これまでどおり100%国の補助金で賄われるものでございます。

以上で、臨時福祉給付金（経済対策分）の概要報告とさせていただきます。

議長（重光俊則君）次に、白川道路課長から地域の魅力づくりプロジェクト＜熊取＞推進協議会による緑化プロジェクトについての報告があります。白川道路課長。

道路課長（白川文昭君）それでは、地域の魅力づくりプロジェクト＜熊取＞推進協議会による緑化プロジェクトについてご説明させていただきます。

お手元の資料をごらんください。

1、地域の魅力づくりプロジェクト＜熊取＞推進協議会の活動につきましては、駅周辺を行政・地域住民を含めた多様な関係者が協働して、美しく個性がきらめき、魅力ある空間にすることで町の活性化を図ることを目的としてさまざまな事業を実施しているところで、①の2月のイベントにおいて、熊取駅周辺の花壇やプランターなどに小学生や各種団体において花苗を植えつけ、夢広場のにぎわいを創出する花いっぱいプロジェクト、②の駅東西自由通路のデッキ部分に小学生の絵画を掲示する駅前ギャラリープロジェクト、③、①と同様に2月のイベントにおいて各種団体と地元企業による駅周辺の清掃活動を実施するクリーンプロジェクト、それから④の東西自由通路の壁面を利用しまして12月1日から25日まで実施します、イルミネーションによるX'masにぎわいプロジェクトの4つのプロジェクトを実施してございます。

今回、2番としまして、熊取駅周辺のさらなる活性化対策としまして、駅周辺の緑化を行うことを目的に新たに緑化プロジェクトを立ち上げ、熊取駅周辺の緑化に特化した事業とし、2番に記載の現在、駅広場の清掃や除草等、駅前周辺においてアドプロードに参加していただいています4団体と地域の魅力づくりプロジェクト＜熊取＞において駅前花壇を緑化管理している1団体の合計5団体において、地域の魅力づくりプロジェクト＜熊取＞推進協議会においてボランティア団体と組織したものです。

3番、緑化プロジェクト実施内容につきましては、資料の裏面図面の夢広場において黒塗り着色の緑地帯と5カ所のブース分けを行い、緑化イベント会場としまして、緑化プロジェクト団体において高木、低木による緑化を図り、季節ごとの花苗の植えつけにより華やかさを創出し、管理するものです。また、おおむね2年ごとに緑化イベント会場のリニューアルを行います。

緑化プロジェクトに係る費用につきましては、地域の緑化プロジェクト＜熊取＞推進協議会に対し熊取町が補助を行います。補助金につきましては100万円を予定しており、12月議会に上程させていただいております。なお、補助金につきましては緑化に係る材料費とし、活動につきましては原則ボランティアといたします。予算確定後におきましては、緑化プロジェクトにおいて、各ブースにおける緑化計画について地域の魅力づくりプロジェクト＜熊取＞推進協議会におきまして承認を得ることとし、来年2月18日のイベント開催におきまして、花いっぱいプロジェクト及びクリーンプロジェクトとあわせ緑化プロジェクトを実施する予定としてございます。

以上で、地域の魅力づくりプロジェクト<熊取>推進協議会による緑化プロジェクトについてのご説明を終わらせていただきます。

議長（重光俊則君）以上の質問ですが、二、三質問があれば承りますが、ございますか。よろしいですか。

ほかに何かありますか。

（「ありません」の声あり）

議長（重光俊則君）ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「17時07分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長 重光俊則